

# 三次市森林整備計画

計画期間

令和2年4月1日から令和12年3月31日まで

広島県三次市



## 三次市森林整備計画の樹立にあたって

三次市の森林の歴史をさかのぼると、

北部地域では、古くから砂鉄と木炭を使った**たたら製鉄**が伝わり、江戸時代から明治時代の終わりにかけて、たたらによる鉄の生産が盛んに行われ、製鉄に必要な薪や木炭を生産するため、ミズナラやコナラ等の広葉樹の森で、短いサイクルで**伐採と更新**が繰り返されてきました。

農地が多い中南部地域では、農業に必要な肥料や薪等、地域住民の生活資材を供給する**里山林**が広がっていました。

明治の終わりから昭和の初期までは、瀬戸内の都市に向けた、木炭等の**燃料の供給基地**としての役割と、地域住民のために利用される里山林の役割を果たしていました。

戦後から高度経済成長期にかけて、いわゆる**燃料革命**によって生活の燃料は薪や木炭から石油等の**化石燃料**に変化しました。

この頃から、北部地域を中心に、戦後の木材需要の高まりも受けて、広葉樹の森は伐採され、**スギやヒノキの造林地**に変貌しました。

中南部では、アカマツを主体とする里山林が広がり、**マツタケの生産**が里山の経済活動の一部になっていました。

この様に、時代時代で森林の利用方法は変化します。

現在、スギ・ヒノキ人工林は、**手入れ不足**により下草の無い真っ暗な森が増えています。松くい虫の被害は次第に減少していますが、被害跡地は人の手が入らない雑木林に変貌しつつあります。

このように、高齢化、世代交代による山離れ、不在地主の増加などの要因により、今後、**森林所有者自らが管理できない森林が増加**し、森林の荒廃が進むことが懸念されます。

そのため、**ひろしまの森づくり事業**を活用して森林整備を進めているところですが、昨年4月からスタートした**森林経営管理制度**により、森林所有者自らが管理できない人工林を市が預かる方法で、市内全域の人工林を適正に経営・管理していくことにしています。

具体的には、奥地・急傾斜地等の林業経営に適さない人工林は、針広混交林へ誘導するなど森林の健全性を確保するとともに、林業経営に適した人工林は施業の集約化・路網の整備等により**安定的かつ効率的な林業経営の基盤づくり**を進めていきます。

広葉樹・マツを中心とした天然林については、自然力を活用しながら必要に応じて保全・整備を行って、市民に身近な森としての**里山景観や生物多様性**を確保します。

今回、この三次市森林整備計画を樹立することにより、市民の皆様は三次市の森林の現状と課題を知っていただき、その森林の持つ様々な機能を、これから**どの様にして高めるか**、そして、高められた機能を**いかに享受し利用するか**、関係者を含めて考えていきたいと思えます。

三次市森林整備計画は、5年ごとに見直される10年の計画です。その期間は、森林のサイクルにくらべ短いものですが、5年ごとに様々な新しい技術や考えを吸収し、三次市の森林・林業の将来を見据えた**マスタープラン**として、より良い計画へ更新していきたいと考えています。

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題…………… 1
- 2 森林整備の基本方針…………… 6
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針…………… 9

## II 森林の整備に関する事項

- 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
  - 1 樹種別の立木の標準伐期齢…………… 10
  - 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法…………… 10
  - 3 その他必要な事項…………… 11
- 第2 造林に関する事項
  - 1 人工造林に関する事項…………… 12
  - 2 天然更新に関する事項…………… 14
  - 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在…………… 15
  - 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準…………… 15
  - 5 その他必要な事項…………… 15
- 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
  - 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法…………… 16
  - 2 保育の種類別の標準的な方法…………… 18
  - 3 その他必要な事項…………… 19
- 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
  - 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法…………… 20
  - 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法…………… 24
  - 3 森林以外への土砂流出等に注意すべき森林（土砂流出等注意森林）の区域及び当該区域内における施業の方法…………… 25
  - 4 その他必要な事項…………… 26

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針…………… 27
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策…………… 27
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項…………… 28
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項…………… 28
- 5 その他必要な事項…………… 28

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針…………… 29
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策…………… 29
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項…………… 29
- 4 その他必要な事項…………… 29

## 第7 路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項…………… 30
- 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項…………… 31
- 3 路網の整備に関する事項…………… 31
- 4 その他必要な事項…………… 32

## 第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項…………… 33
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項…………… 34
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項…………… 34

## III 森林の保護に関する事項

### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び区域内における鳥獣害の防止の方法…………… 35
- 2 その他必要な事項…………… 35

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法 ..... 35
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。） ..... 35
- 3 林野火災の予防の方法 ..... 36
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項 ..... 36
- 5 その他必要な事項 ..... 36

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域 ..... 37
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項 ..... 37
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項 ..... 37
- 4 その他必要な事項 ..... 37

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項 ..... 38
- 2 生活環境の整備に関する事項 ..... 39
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項 ..... 39
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項 ..... 39
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項 ..... 40
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項 ..... 40
- 7 国有林と連携した森林整備に関する事項 ..... 40
- 8 その他必要な事項 ..... 40

参考資料

図面1～5 森林整備計画概要図

- 表1 公益的機能別施業森林等の区域
- 表2 森林施業の方法の区域
- 表3 基幹路網の整備計画
- 表4 森林法施工規則第33条第1号口の規定に基づく区域

統計資料1

- 1 人口及び就業構造
  - (1) 年齢層別人口動態
  - (2) 産業部門別就業者数等
- 2 土地利用
- 3 森林転用面積
- 4 森林資源の現況等
  - (1) 保有形態別森林面積
  - (2) 在（市町村）者・不在（市町村）者別私有林面積
  - (3) 民有林の齢級別面積
  - (4) 保有山林面積規模別林家数
  - (5) 作業路網の状況
    - ア 基幹路網の現況
    - イ 細部路網の現況
- 5 市町村における林業の位置付け
  - (1) 産業別総生産額
  - (2) 製造業の事業所数、従業員数、現金給与総額
- 6 林業関係の就業状況
- 7 林業機械等設置状況
- 8 林産物の生産概況
- 9 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

統計資料2 旧市町村別スギ・ヒノキ人工林齢級別面積等

# I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

## 1 森林整備の現状と課題

### 【三次市の自然条件】

本市は、広島県北部の島根県と県境を接する中国地方の内陸中央部に位置し、三次盆地を中心に標高 150m～200m の平坦地が広がり、その背後には標高 300m～600m の緩やかな枝状の丘陵・山地が位置し、北部の県境周辺部は800～900m 級の山々が連なる急峻な地形となっています。

また、本市の気象条件は、概して低温多雨で山間地域特有の気象であり、三次地区の年平均気温は 13.6℃、年間降水量は 1,499mm であり、北部山間部は積雪地帯でもあります。

また、三次盆地には県内に降った雨の約 3分の1 が集まると言われ、豊かな水に恵まれています。また、盆地内への河川の合流により、晩秋から早春にかけて霧が発生しやすく「霧の海」と呼ばれ親しまれています。

地質については、流紋岩類が 2分の1 以上を占め、次に、表層が風化しマサ土となる花崗岩類が全体の 4分の1 程度分布しています。

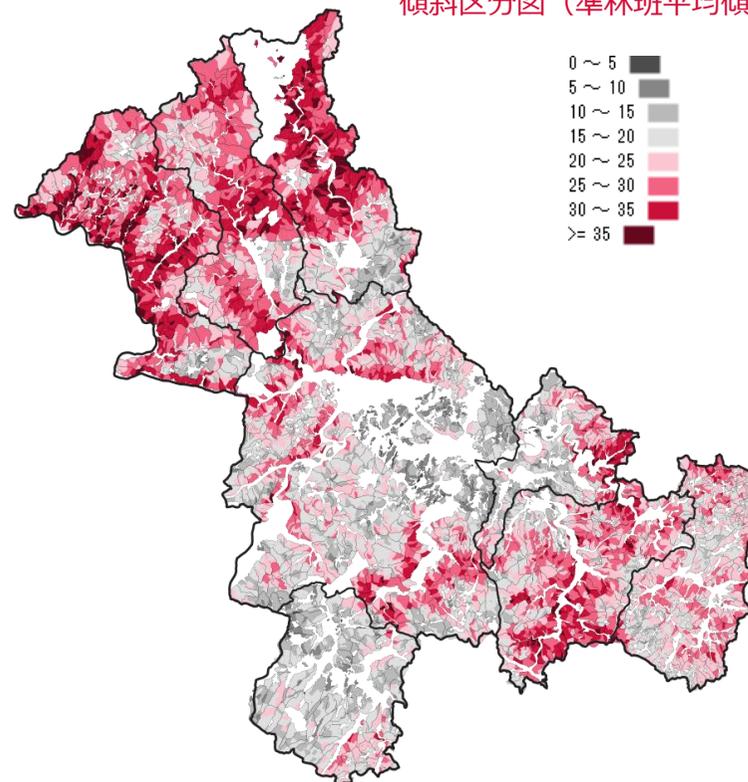
土壌については、マツ林で見られる乾性褐色森林土が 2分の1 を占めていますが、北部の林業地帯では、黒ボクと呼ばれる黒色土が分布しており、森林作業道の開設の障害となっています。

### 【森林の概要】

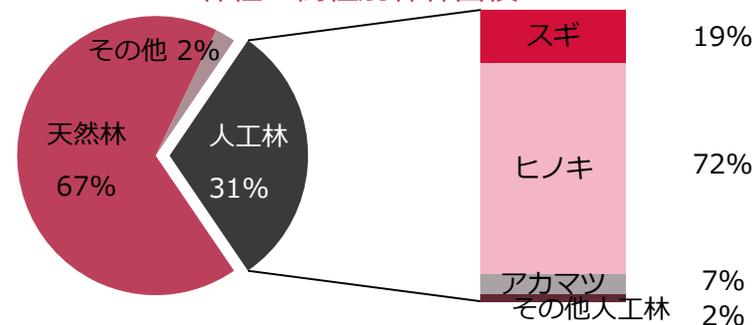
本市の総面積は 77,814ha です。森林面積は 58,713ha あり、総面積の約 75%を占めています。森林面積から国有林を除いた民有林面積は 55,993ha で、そのうち人工林は 17,400ha、人工林率は広島県平均値に近い約 31%ですが、君田・布野・作木地域においては、50%近い人工林率を有しています。

また、本市全ての森林は、中国地方最大の河川である江の川上流域に位置し、三次市だけでなく、下流域市町村の重要な水源地域となっているため、民有林の約 3割が水源かん養保安林<sup>※</sup>に指定されています。

傾斜区分図（準林班平均傾斜）



林種・樹種別森林面積



※保安林とは

森林法に基づき、森林の有する公益的機能を発揮のため指定される森林であり、伐採や土地の形質の変更が制限される。水源かん養のほか、土砂流出防備、なだれ防止、保健などの保安林があります。

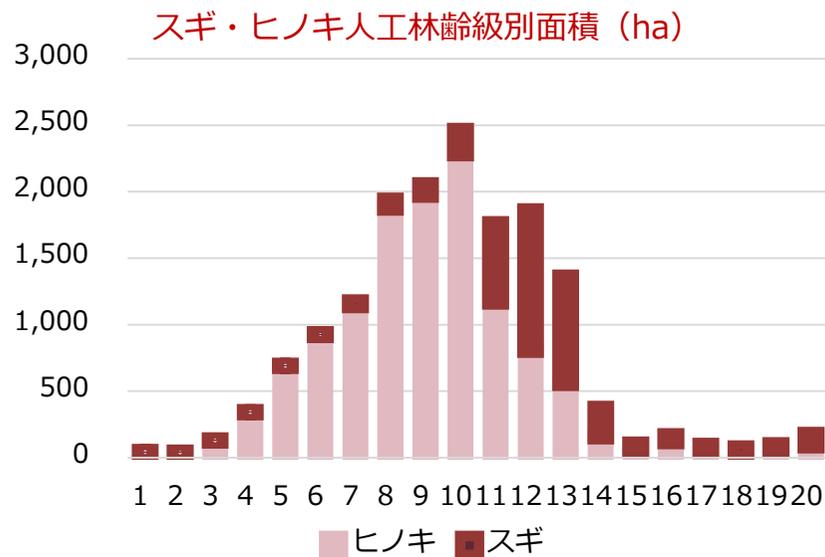
### 【人工林の状況】

本市の人工林のうち、72%がヒノキであり、18%がスギになります。

ヒノキ人工林の割合が高いこともあり、広島県全体の齢級<sup>※</sup>構成と比較して、10年程度若い人工林が多い傾向にあります。

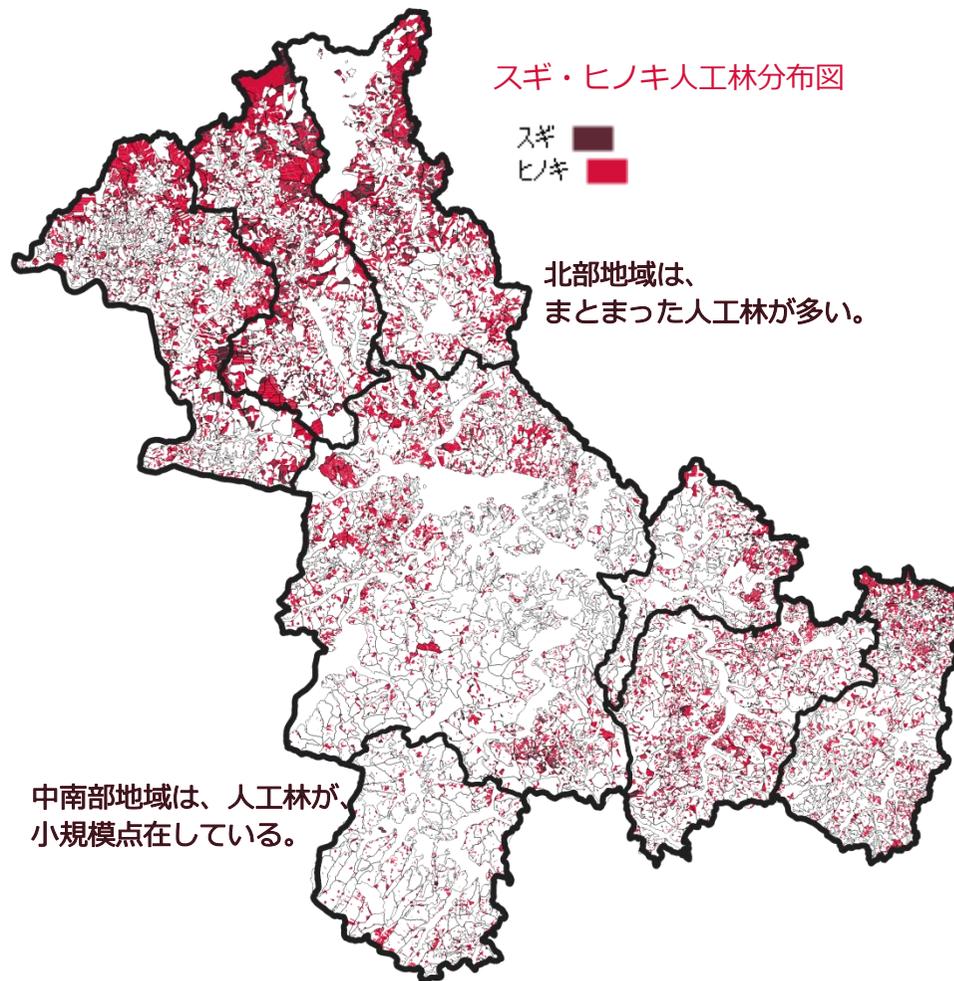
また、地形の急峻な北部地域（三次市街地より北のエリアや吉舎町の一部）には比較的齢級の高い人工林が集中しており、一方で、中南部地域には、松くい虫被害跡地に植栽された若い林齢の人工林が、小規模点在している状況です。

そのため、森林整備においては、森林の多面的機能の維持増進の観点から、北部地域等の高齢級の人工林については、集約化による搬出間伐を、中南部地域の若齢林や小規模林分に対しては、保育に主眼を置いた除伐や間伐を適正に実施することが重要な課題となっています。



※齢級とは

伐採後、植林した年や自然の力で稚樹が発生した年を1年生とし、1から5年生を1齢級とする、5年を単位とした樹木や森林の年齢の数え方です。



### 【森林の所有形態】

本市の森林の多くは、5 ha 未満の森林所有者の戸数が3分の2を占め、さらに、不在村森林所有者や森林境界の問題により、森林整備の遅れが懸念されています。

このため、本市では、小規模零細な森林所有者を集約化し、森林組合等の林業事業体による提案型集約化施業<sup>※1</sup>を推進するとともに、両者が森林経営受委託契約を締結し、面的なまとまりによる森林経営を推進するため、森林経営計画<sup>※2</sup>の設定を促進しています。

一方、市北部の人工林地帯を中心に県営・県有林や市有林、市行造林といった公有林、大企業や生産森林組合等によるまとまった人工林が存在しており、本市の木材生産の中心的な役割を担っています。

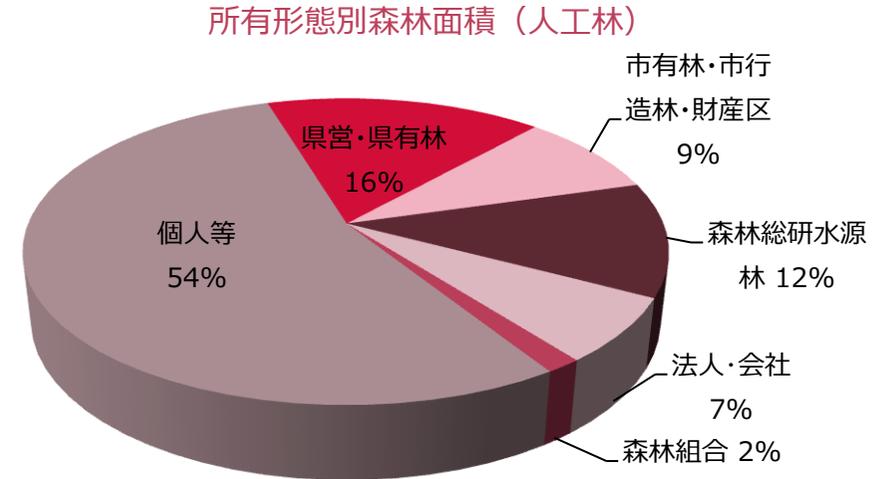
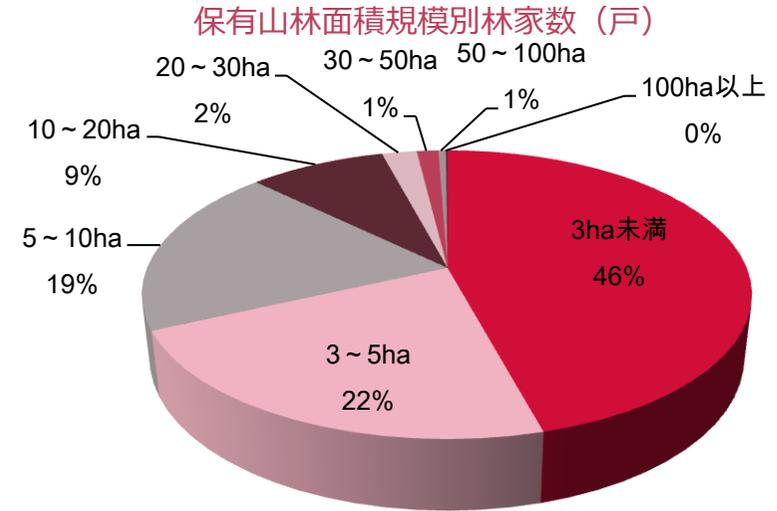
また、土地の境界を確定する地籍調査の進捗率は、林地で53%（平成30年度末時点）であり、広島県全体と同程度の進捗率です。しかし、北部の林業地帯の一部で未調査の地域があり、森林整備との連携が重要です。

#### ※1 提案型集約化施業とは

複数の森林所有者に対し、木材の販売見込み額など、事業を実施した場合の収支を明らかにした見積り（森林施業提案書）を提示して、所有者の施業に対する関心を高め、森林経営受委託契約等を締結しつつ、集約化して施業を行う取り組みです。

#### ※2 森林経営計画とは

「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画です。



### 【路網整備の状況】

本市の林内路網密度<sup>※1</sup>は全国平均値と同程度の17m/haであり、今後、全ての森林に合わせて基幹路網を整備することは、地形・地質的にも財政的にも困難であり、長期的な視点に立った集中的な整備が求められます。特に、効率的な木材生産が期待できる森林に対しては、林業専用道<sup>※2</sup>と森林作業道を組み合わせた重点的な路網整備が必要となっています。

### 【木材生産の状況】

スギ・ヒノキの木材生産量は、搬出間伐を中心に年々生産量が増加しており、平成30年度は平成26年度の2倍近い40,542m<sup>3</sup>となっています。

これは、近年、森林組合に加え、民間事業者の生産量が大幅に増加しているためです。

今後は、スギ・ヒノキ林が成熟し利用期に入りつつあることから、利用期を迎え伐採した後は、再度植栽（再造林）を行うことで、「伐採する（使う）→植える→育てる」の健全な森林サイクルを維持する仕組みを確立し、森林の持つ公益的機能の高度発揮と森林資源の循環利用に取り組んでいくことがと課題となります。

### 【木材流通の状況】

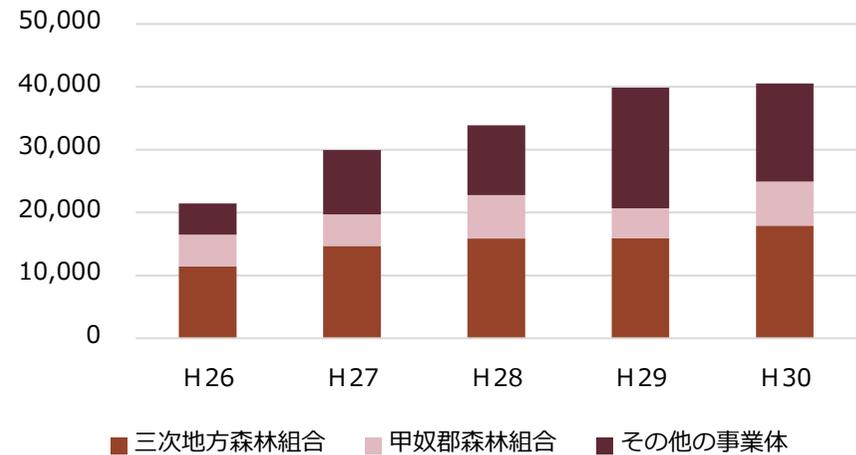
本市で生産されるスギ・ヒノキの多くは、市中心部にある原木市場に出荷され、市売りなどにより、製材所等に販売されています。

近年では、山土場や中間土場で原木を選別して、大型製材工場等に直接販売されるケース（直送）も多く見られ、今後、この様な取引が増加すると考えられます。

なお、本市には、大規模製材工場や合板工場は有りませんが、国産材を製材する中規模製材工場が3社あります。

また、本市では、市内・市外の素材生産業者により、広葉樹が伐採されていますが、その多くが製紙や木質バイオマス発電向けの原料として、市外のチップ工場等に出荷されています。

### スギ・ヒノキ木材生産実績（m<sup>3</sup>）



※1 林内路網密度とは

森林内の一般道、林道、林業専用道（旧基幹作業道含む）の延長を森林面積で割った数値。欧州のドイツ等では100m/ha前後。

※2 林業専用道とは

林道を補完し、森林作業道と組み合わせて開設する森林施業用の道。10トン積程度のトラック等が走行可能であり、地形に合わせた丈夫で簡易な路網。

※3 車両系作業システムとは

伐倒した木を、ウインチによる直曳きやグラップル等により、林内路網まで引き寄せる（木寄せ）方法を採用した木材生産方法。木寄せの距離が短いため面積当たりの森林作業道の開設延長が長くなります。

また別に、集材機やタワーヤードを使用する架線系作業システムがあります。

### 【天然林の状況】

本市の民有林の67%が天然生のアカマツ林やコナラ等を主体とする広葉樹林であり、戦前には、薪や木炭といった燃料や、農業に必要な肥料の供給源となっていました。エネルギー革命以降は、里山林の荒廃が多く見られ、近年では、イノシシやシカ等の野生鳥獣の住処となっており、地域の農林業への被害が発生しています。引き続き、農業との連携した対策が必要となっています。

また、本市中央部、南部を中心に分布するアカマツ林においては、松くい虫被害<sup>※1</sup>が長期にわたり発生しています。現在は、被害量は減少傾向にあります。今後は、被害の状況に応じて、天然力を活用した広葉樹林への樹種転換を図ることとします。

一方、島根県との県境付近の広葉樹林では、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害<sup>※2</sup>が平成22年度に確認されて以来、被害が拡大しており、今後、生物多様性の低下が懸念されるため、被害状況の把握と防除対策が求められています。

### 【森林の活用】

本市には、君田地区の神之瀬峡県立自然公園、作木地区の常清滝、酒屋地区憩いの森、甲奴地区の弘法山や品の滝といった、観光や市民の休養の場として利用されている森林があり、施設の活用や森林整備により、保健文化機能の一層の発揮と充実が望まれています。

#### ※1 松くい虫被害とは

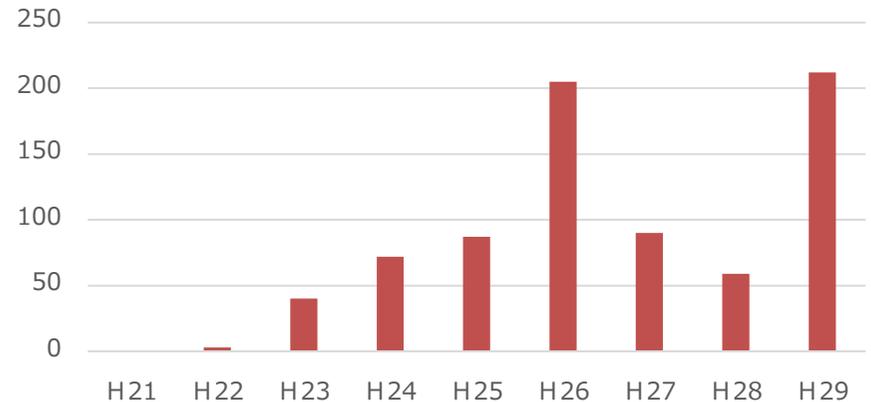
正式な病名は「マツ材線虫病」。病原体であるマツノザイセンチュウによるマツ類の集団枯損被害であり、その媒介にはマツノマダラカミキリが関与している。昭和50年代に西日本を中心に大被害が発生しており、ピークは過ぎたものの、現在も被害が発生し続けています。

#### ※2 ナラ枯れ被害とは

正式な病名は「ブナ科樹木萎凋病」。カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌によるブナ科樹木の枯損被害。

カシノナガキクイムシが特定の樹木（主に大径木）に取りつき、集合フェロモンによる集中加害により枯損を引き起こす。

ナラ枯れ被害量（本数） 国有林含む



## 2 森林整備の基本方針

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備に当たっては、その目的を分かりやすくするとともに、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、本計画の対象とする森林を次の7区分※に分類するとともに、広島県が平成30年3月に策定した「ひろしま未来チャレンジビジョン 農林水産業アクションプログラム（第Ⅱ期）」の趣旨に沿って、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の造成を推進することとします。

なお、これらの機能は重複することがあります。

※森林の多面的機能の区分とは

「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」（2001年11月1日 日本学術会議答申）における、森林の多面的機能の8区分に基づきます。

なお、地球温暖化防止を含む「地球環境保全機能」は、全ての森林にあまねく有する機能であると考えられるため、本計画からは除外しています。

#### ① 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林を目指すこととします。



#### ③ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林を目指すこととします。



#### ② 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林を目指すこととします。



#### ④ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供する森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林を目指すこととします。



### ⑤ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林を目指すこととします。



### ⑦ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林を目指すこととします。



### ⑥ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林を目指すこととします。



## (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

### ① 水源涵養機能

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとします。

また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。

さらに、ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。

### ② 山地災害防止機能／土壌保全機能

災害に強い森林を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。

また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。

さらに、集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することとします。

### ③ 快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。

また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとします。

### ④ 保健・レクリエーション機能

市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。

### ⑤ 文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。

### ⑥ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとします。

### ⑦ 木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することとします。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することとします。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

---

効率的で持続的な林業経営の確立を目指して、森林所有者等へ長期の施業の受委託等森林経営の委託を働きかけ、提案型集約化施業を推進することとします。

また、低コストで効率的な木材生産を実現するため、各地域に適した作業システムの普及・定着、高性能林業機械の導入、作業システムの効率的な運用に必要な路網の整備等を推進するとともに、大型トレーラーの活用を含めた原木流通の低コスト化・効率化に取り組むこととします。

さらに、こうした取り組みは、市、県、森林組合、民間林業事業体、森林所有者等が相互に連絡を密にして、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進することとします。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢<sup>※1</sup>は、江の川上流地域森林計画に基づき、次表のとおり定めます。

なお、標準伐期齢は、各地域における立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものでありますが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

#### 標準伐期齢

地域	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹（主としてぼう芽によるものを除く）	主としてぼう芽によって生立する樹種 <sup>※2</sup>	主として植栽又は下種によって生立する広葉樹
全域	35年	40年	30年	40年	20年	45年

#### ※1 標準伐期齢とは

立木の年間成長量の平均が最大になる林齢であり、5年単位の林齢で定めるものです。成長量の算定は、広島県森林簿材積表に基づいています。なお、「主としてぼう芽によって生立する樹種」については、シイタケ原木林や薪炭林等の小径木の生産を目的とするため、例外的に20年の標準伐期齢を適用します。

#### ※2 主としてぼう芽によって成立する樹種について

ぼう芽力が旺盛な若齢林を伐採し、伐根からのぼう芽により林地の更新を図るものです。当地方の主要な落葉広葉樹であるコナラでは、根元径が40cmを超えると、ぼう芽更新が困難になるといった研究も報告されていますので、高齢林を伐採する場合は、確実な更新を図るため、天然更新補助作業が重要になりますので注意が必要です。

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地〔伐採により生じた無立木地〕が再び立木地になること）を伴う伐採であり、その方法については、次に示す皆伐又は択伐によるものとします。

##### ① 皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとします。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保残帯<sup>※</sup>を設け適確な更新を図るものとします。

##### ② 択伐

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群（群状）を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）とするものとします。

また、択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によるものとします。

なお、立木の伐採に当たっては、次の5項目に留意するものとします。

#### 森林の伐採に当り留意すべき事項

- ①森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特長、木材の需要構造、森林の構成等を勘案すること。
- ②森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めること。
- ③森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺の森林における成木の樹高程度の幅の保残帯を確保すること。
- ④伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮すること。
- ⑤林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置すること。

#### ※保残帯について

保安林制度における、立木の伐採による伐採跡地間の距離の基準や、その他、森林の最小単位等に用いられる20m幅以上の森林を指します。

20m未満の幅が20m以上連続している場合、一つの伐採跡地として取り扱われます。

### 3 その他必要な事項

立木の伐採（主伐）は、森林の姿を大きく変えるものだけに、2-①～⑤に留意するほか、以下のとおり取り扱うものとします。

#### (1) 伐採作業について

伐採に起因する山地災害等を防止するため、「伐採作業と造林作業の連携等による伐採と再造林のガイドライン(令和元年8月5日広島県林業課)」、及びⅡ-第4-3「森林以外への土砂流出等に注意すべき森林(土砂流出注意森林)」の「森林以外への土砂流出等が発生しないための具体的な例」や次の点に留意して伐採を行うものとします。

- ① 伐採に伴い、路網・土場の開設をする場合は、使用目的・期間に応じ林地保全に配慮した計画とするものとします。特に道路などの公共施設や人家などの保全対象が下にある場合は、「広島県作業道作設指針(平成23年4月広島県林業課)」を基準に最大限の注意を払うものとします。
- ② 伐採、搬出に当たっては地形・地質等を考慮するだけでなく、伐採後の植栽作業や森林の早期回復を意識して、山地崩壊や表土の流出が起きないように留意するものとします。
- ③ 伐採後の更新を促進させるため、天然更新の場合は下層植生の保護に努め、人工造林の場合は地拵えの手間を省けるよう枝条残材の整理に努めるものとします。また、枝条残材を現場に残す場合は、林地崩壊を誘発することがないように、分散処理や杭止めなど適正な処理を行うものとします。

#### (2) 伐採の周知について

伐採に当たっては、地域住民などの安全を確保し不安を招かないようにするとともに、伐採面積が1haを超える場合には、地域住民などに作業内容を周知することとします。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進するものとします。

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、右表のとおりとします。

なお、例えば、沢沿い～斜面下部（南斜面の乾燥した土壌を除く。）はスギ、斜面中～上部はヒノキとするなど、植栽場所の地形や土壌に留意して樹種を選定してください。

また、右表以外の樹種を植栽しようとする場合には、本市の林務担当部局と相談するなど、適切な樹種を選定することを心がけてください。

#### (2) 人工造林の標準的な方法

##### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数は、右表に示す本数を標準として、決定するものとします。

なお、本市では、造林経費の低コスト化の観点から、スギ・ヒノキを人工造林する際は、1 ha 当たり 2,000 本の植栽本数を推奨しています。

また、右表の植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合には、本市の林務担当部局と相談するなど、適切な植栽本数を選定することを心がけてください。

#### 人工造林の対象樹種

区分	樹種名	備考
針葉樹	スギ、ヒノキ、アカマツ（広島スーパーマツを含む）	
広葉樹	ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類、シデ類 等	

#### 人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備考
スギ	中仕立	2,000～3,000	
ヒノキ	中仕立	2,000～3,000	
クヌギ	中仕立	3,000～4,000	
アカマツ	中仕立	3,000～5,000	

注) 広島スーパーマツは、アカマツに準じます。

## イ その他人工造林の方法

人工造林は、右表に示す方法を標準として行うものとします。

なお、地形等の自然条件を勘案して、伐採と造林の一貫作業システム<sup>※1</sup>の導入や、コンテナ苗<sup>※2</sup>の活用に努め、施業の効率化や低コスト化を図るとともに、花粉症対策に資する苗木の植栽や針広混交林への誘導等に努めるものとします。

### ※1 一貫作業システムとは

主に国有林で実施されている、伐採・搬出と植栽を一体化した作業システムや発注方法。伐採・搬出で使用した林業機械により、地拵えや資材の運搬を行い、作業全体での省力化や効率化を図るものです。

### ※2 コンテナ苗とは

マルチキャビティコンテナで育成した根鉢付き苗の総称。コンテナを地面等に直接設置しないことにより、根が巻かない苗が育成できる利点があります。また、通年植栽が可能であることや、コンテナの形状に合わせた専用の植付け器具を使用することにより、一貫作業システムと合わせて、植付け作業の効率化が期待できます。

現在、コンテナ苗の技術は、様々な機関で研究されており、今後、生産技術等の改良が見込めます。

### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図るため、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林など人工造林による更新は、皆伐による伐採跡地については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とします。

また、択伐による伐採跡地については、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とします。

## その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	伐採木及び枝条等が、植栽や保育作業の支障とならないように整理し、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置とするなどの点に留意すること。 なお、伐採から植栽までの一貫作業システム <sup>※1</sup> による地ごしらえを行う場合は、グラップルローダ等の林業機械を活用して効率的に実施すること。
植付けの方法	気候その他の立地条件及び既往の植付け方法を勘案して、苗木の種類に応じた適切な植付け方法を選定すること。
植栽の時期	裸苗については、春に苗木が成長を始める前か、秋の成長休止期直前に植付けを行うこと。 コンテナ苗 <sup>※2</sup> については、一般的には通年植付けが可能であるが、盛夏及び厳寒時期を避けて植付けを行うことが好ましい。

## トピックス

### 「伐採と造林の一貫作業システム」の仕組み



資料：林野庁整備課作成。

## 2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用によりの確な更新が図られる森林において行うものとします。

特に、次のような天然更新が期待できない森林については、植栽による更新の確保を図るものとします。

①種子を供給する母樹が存在しない森林

(母樹からの種子の供給可能距離は、広葉樹で 30m 程度です。)

②天然稚樹の育成が期待できない森林

(特に、ササ類による林床の被覆は天然稚樹の生育を阻害します。)

③面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもの  
のうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後  
も木本類の侵入が期待できない森林

また、天然更新を行う場合には、広島県天然更新完了基準により森林の  
確実な更新を図るものとします。

### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、右表のとおりとします。

### (2) 天然更新の標準的な方法

#### ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新すべき本数は、右表に示す期待成立本数に 10 分の 3 を乗じ  
た本数以上の本数 (ただし、樹高が 30cm 以上かつ草丈以上のものに  
限る。) とします。

#### イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業は、右表に示す方法を標準として行うものとします。

### 天然更新の対象樹種

区 分	針 葉 樹	広 葉 樹
天然更新の対象樹種	アカマツ	ナラ類、カシ類、カエデ類、 サクラ類、シデ類 等
ぼう芽による更新が可能な樹種		ナラ類、カシ類 等

### 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数	天然更新すべき本数
アカマツ、ナラ類、 カシ類、カエデ類、 サクラ類、シデ類 等	6,000 本/ha	期待成立本数に 3/10 を乗じた本 数以上の本数 (ただし、樹高 30cm 以上かつ草丈以上のものに限る。) とします。

### 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこと。
刈出し	ササなどの下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこと。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽すること。
芽かき	ぼう芽発生後 2～3 年以降に 2～3 回、秋から冬にかけて、切株の下から出た優勢ぼう芽を残して他を除去すること。

## ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の状況を確認する方法については、広島県天然更新完了基準によります。

なお、更新すべき立木の本数に満たず、天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図ります。

### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新をすべき期間は、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とします。

なお、更新すべき期間内において、伐採のために設置した仮設集材路や作業ヤード等で地表面がかき乱された林地が土砂の崩壊等を引き起こすおそれがある場合には、排水施設や土留の設置及び地表面侵食防止のための緑化を行うとともに、必要に応じて原形復旧のための筋工等の緑化施設の設置などの措置を講じます。

## 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

次のような天然更新が期待できない森林<sup>※</sup>については、植栽による更新の確保を図るものとされていますが、本市においては、近年、再造林放棄地が裸地化した事案がないため、本計画では、指定を見送りました。

※天然更新が期待できない森林とは

①種子を供給する母樹が存在しない森林

②天然稚樹の育成が期待できない森林

③面積の大きな針葉人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林

④周辺の伐採跡地の天然更新の状況や森林の早期回復に対する社会的要請により必要と思われる森林

## 4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第 10 条の 9 第 4 項の規程に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定めます。

### (1) 造林の対象樹種

#### ア 人工造林の場合

1の(1)による。

#### イ 天然更新の場合

2の(1)による。

### (2) 生育し得る最大の立木の本数

2の(2)のイによる。

## 5 その他必要な事項

特にありません。

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐<sup>※1</sup>は、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、次表「間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法」に示す内容を標準として、適切な時期、方法により実施するものとし、長伐期施業<sup>※2</sup>を実施する森林については、次の参考表「長伐期施業を実施する場合の間伐の回数」を用いるものとします。

なお、次表又は参考表により難しい場合は、標準伐期齢未満の森林は10年に1回、標準伐期齢以上の森林は15年に1回を標準として間伐を実施するものとします。

#### トピックス

列状間伐は、木材の生産性の向上等に有効な間伐方法ですが、過度な伐採にならないように注意が必要です。

#### 【写真解説】

高谷山の市分収林における列状間伐実施後、樹冠が閉鎖しつつある状態。



#### ※1 間伐とは

林冠がうっ閉し過密状態の森林の一部を伐採して林分密度を調整する施業であり、残存木の成長促進、劣勢木や被害木の除去、林床の光環境の改善により下層植生を発達させるために実施します。

なお、間伐の種類は、選木を重視する定性間伐と、列状間伐のように、選木を重視しない、あるいは間伐率に基づき機械的に伐採木を決める定量間伐があります。

また、どのような個体を中心に間伐するかで、木材生産に主眼を置いた、上層間伐と、劣勢木や被害木を中心に保育を目的に間伐する下層間伐があります。なお、近年では、将来木施業などの中層間伐も知られています。

#### ※2 長伐期施業とは

森林法施行規則による基準では、「標準伐期齢のおおむね二倍以上に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業を推進すべき森林」と定義づけられています。

長伐期施業により収穫の時期は遅くなりますが、積極的な間伐により、①材価の高い大径木の間伐を行うことが可能となり継続して収入を得られる、②伐期を長くすることで、植栽・下刈り等の保育の経費を抑えることが出来る等のメリットがあります。一方、立木の状態が長期間にわたるため気象害や病害虫の被害を受ける確率が高くなる等のリスクもあります。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

スギ・ヒノ 3,000 本 / h a 植栽

樹種	仕立本数等	間伐の時期				間伐率 (%)	間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目		
		I～II等地	I～II等地	I～II等地	I等地		
スギ	I等地800本/ha II等地1,100本/ha	樹高11m	樹高15m	樹高19m	樹高22m	23～27	林分密度管理図を参考に収量比数 Ry が概ね 0.8 を超えない管理とする。
	〔参考〕間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	15	21	29	39		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	2,600本	2,000本	1,500本	1,100本		
ヒノキ	I等地800本/ha II等地1,200本/ha	樹高12m	樹高14m	樹高16m	樹高18m	16～33	
	〔参考〕間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	19	24	30	37		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	2,500本	2,100本	1,600本	1,200本		

注：生産目標は一般建築材（合板・集成材を含む）とするが、柱材を生産目標とする場合は、3回目以降の間伐を省略する。なお、林齢の目安は、I等地とII等地の中間値とした。

スギ・ヒノ 2,000 本 / h a 植栽

樹種	仕立本数等	間伐の時期				間伐率 (%)	間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目		
		I～II等地	I等地				
スギ	I等地800本/ha II等地1,100本/ha	樹高17m	樹高21m			27～31	林分密度管理図を参考に収量比数 Ry が概ね 0.8 を超えない管理とする。
	〔参考〕間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	25	35				
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	1,600本	1,100本				
ヒノキ	I等地800本/ha II等地1,100本/ha	樹高15m	樹高18m			27～31	
	〔参考〕間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	27	37				
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	1,600本	1,100本				

注：生産目標は一般建築材（合板・集成材を含む）とするが、柱材を生産目標とする場合は、間伐を省略する。なお、林齢の目安は、I等地とII等地の中間値とした。

アカマツ

樹種	地位級	生産目標	間伐の時期				間伐率 (%)	間伐の方法
			初回	2回目	3回目	4回目		
			II等地	II等地	II等地			
アカマツ	II等地	一般材	17	27			32～38 18～38	初回間伐の場合は、形質不良木を主体に2回目以降は、残存木の配置が均等になるよう選木する。
		一般建築材	17	27	45			

注：広島スーパーマツは、アカマツに準ずる。

※新たな育林技術体系について

上記、スギ・ヒノキの表については、県が平成28年3月に定めた「2000本植栽育林技術体系」により見直されており、その考え方は、「広島県現実林分収穫予想表」と「北近畿・中国地方林分密度管理図」から作成された「収量比数 Ry による管理表」により、林分の混み具合を判定し、適期に間伐を実施することを標準としています。

生産目標を造作材（末口径 30cm 以上の大径材生産）とする場合は、広島県が定める「長伐期施業暫定指針・追補（平成 19 年 3 月改訂）」に基づくこととし、次表のとおりとします。

長伐期施業を実施する場合の間伐の回数（参考表）

樹種	地位指数※ <sup>2</sup>	間伐率
スギ	18	15年生から55年生まで10年ごとに3割、以降20年ごとに2割
スギ	16	20年生から50年生まで10年ごとに3割、以降20年ごとに2割
ヒノキ	16	15年生から55年生まで10年ごとに3割、以降20年ごとに2割
ヒノキ	14	15年生から75年生まで15年ごとに3割、以降25年ごとに2割

※<sup>2</sup>地位指数とは

林地の生産力を表す指標であり、スギ・ヒノキは40年生、コウヨウザンは30年生段階での平均樹高で表すものです。

## 2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、次表に示す内容を標準として、適切な時期、方法により実施するものとしします。

保育の作業種別の標準的な方法

（単位 時期：林齢）

保育の種類	樹種	地位級	植栽本数 (本/ha)	実施すべき時期					標準的な方法	備考
				初回	2回目	3回目	4回目	5回目		
下刈※ <sup>1</sup>	スギ	I~II	2000~3000	1	2	3	4	5	植栽木が下草より抜け出るまで行う。実施時期は、林地に応じて適時に行うこと。	
	ヒノキ	I~II	2000~3000	1	2	3	4	5		
	アカマツ	I~II	3000~5000	1	2	3	4	5		
除伐※ <sup>2</sup>	スギ	I~II	3000	10~11					造林木の生長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形質不良木を除去する。実施時期は、林地に応じて適時に行うこと。	
			2000	16~21						
	ヒノキ	I~II	3000	11~14						
			2000	15~20						
アカマツ	II	3000~5000	10							

注1 旧市町村別の地位級の区分は、君田・布野及び作木地域がI等地、それ以外がII等地。

2 広島スーパーマツはアカマツに準ずる。

※1 下刈とは

樹木の生育を阻害する草本類を刈り払う作業です。

※2 除伐とは

下刈が終了した以降に、樹木の生育に支障となる樹木（不要木等）を取り除く作業です。なお、不要木等には、植栽木も含めることがあります。

### 3 その他必要な事項

森林の有する公益的機能を回復させるため、16～60年生で15年以上手入れがなされず放置され、緊急に間伐等の森林整備が必要な人工林のうち、急勾配などの地形条件が厳しく、スギ及びヒノキの人工林として維持することが困難な森林については、広葉樹等への樹種転換を図ることを目的として40%以上の間伐を実施し、広葉樹等の生育を促進して針広混交林に誘導するものとします。

《参考》「コウヨウザン」

①人工造林の標準的な方法に関する指針

仕立て方法	植栽本数
疎仕立	1,500本/ha

②間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

(単位 時期：林齢)

仕立本数		間伐の時期		間伐の方法	
		初回	間伐率	選木の方法	
910本/ha		樹高16m	30%	形質不良木を主体に、残存木の配置が均等になるように選木する。	
〔参考〕間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	地位指数26	17			
	地位指数24	18			
	地位指数22	20			
	地位指数20	22			
	地位指数18	25			
	地位指数16	30			
間伐実施前の成立本数		1,300本/ha			

③保育の標準的な方法に関する指針

(単位 時期：林齢)

保育の種類	地位指数	実施時期					備考
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
下刈	26～16	1	2	3	4	5	

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該森林の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法については、次のとおりとします。

#### (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）

##### ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域設定の方法は、右表のとおりとします。

また、その区域の範囲は、本市全域とし、図面1-1のとおりとします。

##### イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大を図る森林を伐期の延長を推進すべき森林として定め、主伐を行う伐期齢の下限については、右表のとおり、樹種ごとの標準伐期齢に10年を加えた林齢とします。

また、右表に示す伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき区域は図面2のとおりとします。

### 水源涵養機能維持増進森林の区域設定の方法

区域設定の方法	施業方法
次の何れかに該当する林班とします。 ① スギ・ヒノキの人工林率が30%以上。 ② 基幹路網（林道・一般道）の延長を林班面積で割戻した値が25m/ha以上。 ③ ヒノキの地位指数 14以上	伐期の延長

### 伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢の下限

地域	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹 (主としてぼう芽によるものを除く)	主としてぼう芽によって生立する樹種	主として植栽又は下種によって生立する広葉樹
全域	45年	50年	40年	50年	30年	55年

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

## ア 区域の設定

- ①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への災害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等とします。

具体的には、傾斜が急な箇所、傾斜に著しい変移点のある箇所、山腹の凹曲部等地表流下水及び地中水の集中流下する地形を含む土地に存する森林、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ磐等の地質を含む土地に存する森林、表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い火山灰地帯等、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地、表土が薄く乾性な土壌等の土壌を含む土地に存する森林等について定めます。

なお、その区域設定の方法は、右表のとおりとします。

また、その区域の範囲は、図面 1-2 のとおりとします。

## 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林の区域設定の方法

区域設定の方法	施業方法
「土砂流出防備保安林」及び「保安施設」に指定されている森林。 布野町大字上布野字湯谷山（不伐の森）の森林。	長伐期施業
「土砂崩壊防備保安林」、「なだれ防止保安林」及び「砂防指定地」に指定されている森林。	複層林施業
「急傾斜地崩壊危険地区」及び「地すべり防止区域」に指定されている森林。	択伐による複層林施業

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林、雪害防備保安林、霧害防備保安林、防火保安林や、市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等とします。

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等について定めます。

なお、その区域設定の方法は、右表のとおりとします。  
また、その区域の範囲は、図面 1-3 のとおりとします。

③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森林）

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡、名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能が高い森林等とします。

具体的には、湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な生物の保護のため必要な森林等について定めます。

なお、その区域設定の方法は、右表のとおりとします。  
また、その区域の範囲は、図面 1-3 のとおりとします。

快適環境形成機能維持増進森林の区域設定の方法

区域設定の方法	施業方法
市街地に隣接し市民の生活環境に影響を与える、「三次町地域（比熊山）」の森林。	複層林施業

保健文化機能維持増進森林の区域設定の方法

区域設定の方法	施業方法
「保健保安林」、「県立自然公園第 2 種特別地域」、「史跡」及び「天然記念物」に指定されている森林。 「仁賀のシラカシ群」、「敷名八幡神社の社叢」及び「甲奴町弘法山の市有林」に該当する森林。	長伐期施業
「自然環境保全条例による特別地区」及び「自然環境保全条例による動植物保護地区」に指定されている森林。	複層林施業
「県立自然公園第 1 種特別地域」、「名勝」、「緑地環境地域」に指定されている森林。 「酒屋地区憩いの森の市有林」に該当する森林。	択伐による複層林施業

## イ 施業の方法

アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小及び回避を図るとともに、天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業をそれぞれ推進します。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林<sup>※1</sup>施業を推進すべき森林としつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業<sup>※2</sup>を推進すべき森林として定め、主伐を行う伐期齢の下限については、右表のとおり、樹種ごとの標準伐期齢をおおむね2倍した林齢とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

アの①から③までに掲げる森林のうち、公益的機能の維持増進を図るため、右表に示す伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべき区域は、図面2のとおりとします。

### ※1 複層林とは

一つの林分で、異なる樹高（または林齢）の樹木が層になり混在している森林。天然林や成熟期以降の森林で一般的に見られる階層構造ですが、若齢期の人工林では、受光伐や樹下植栽等により人為的に複層状態へ誘導するための複層林施業が必要です。

なお、上下層による垂直方向の複層林（択伐林）への誘導は、技術的問題や、時間・労力がかかるため、特に公益的機能の発揮が必要な森林に限定して実施されます。

また、帯状やモザイク林といった択伐以外の水平方向の複層（相）林が近年評価されています。この水平方向の複層林へ誘導するための施業は長期育成循環施業と呼ばれることがあります。

### ※2 長伐期施業とは

人工林（単層林）の主伐時期を延長して、大径材を生産するための施業ですが、長期的に見て伐採による裸地化回数が減ることや、林分の高齢化による下層植生の生育により公益的機能の発揮が期待されます。

#### 長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地域	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹 (主としてぼう芽によるものを除く)	主としてぼう芽によって生立する樹種	主として植栽又は下種によって生立する広葉樹
全域	56年	64年	48年	64年	32年	72年

#### 複層林施業を推進すべき森林及び択伐による複層林施業を推進すべき森林の伐期齢の下限（単層林を複層林に誘導するため、標準伐期齢を適用）

地域	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹 (主としてぼう芽によるものを除く)	主としてぼう芽によって生立する樹種	主として植栽又は下種によって生立する広葉樹
全域	35年	40年	30年	40年	20年	45年

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (木材等生産機能維持増進森林)の区域及び当該区域における施業の 方法

### (1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林は、右表のとおり区域を設定します。

また、その区域の範囲は、図面 1-4 のとおりとします。

### (2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期は、右表を目安として決定するものとします。

また、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとします。

## 木材等生産機能維持増進森林の区域設定の方法

区域設定の方法	施業方法
① スギ・ヒノキの人工林率が 30%以上の林班の森林。 ② 基幹路網(林道・一般道)の延長を林班面積で割戻した値が 25m/ha 以上 ③ ヒノキの地位指数が 14 以上 県営林・県有林(旧公社分収林を含む)。 ただし、他の機能と重複し、推進すべき施業の方法が複層林施業または択伐による複層林施業の場合は、当該機能の指定を除外する。	通常伐期

## 人工林の生産目標ごとの主伐の時期

単位 径級：cm、 時期：林齢

樹種	地位級	標準的な施業体系			主伐時期の目安 (年)
		生産目標	仕立方法	期待径級	
スギ	I 等地	一般建築材	中仕立	31 (22)	50 (35)
		造作材	中仕立	40	50
	II 等地	一般建築材	中仕立	25 (22)	50 (50)
		造作材	中仕立	40	70
ヒノキ	I 等地	一般建築材	中仕立	26 (22)	55 (40)
		造作材	中仕立	34	80
	II 等地	一般建築材	中仕立	21 (19)	55
		一般材	中仕立	26	40
アカマツ	II 等地	一般材	中仕立	26	40
		一般建築材	中仕立	34	70

注 期待級数、主伐時期の目安は、一般建築材(合板・集成材を含む)を生産目標にする場合であり、括弧書きは柱材を生産目標にする場合とします。

なお、三次市における地位級は、作木・布野・君田の地区においては I 等地それ以外の地区(三次・甲奴・吉舎・三良坂・三和)においては II 等地と位置付けられています。

### 3 森林以外への土砂流出等に注意すべき森林（土砂流出等注意森林）の区域及び当該区域における施業の方法

#### (1) 区域の設定

森林の伐採及び伐採に伴う林内路網の開設・利用等により懸念される土砂の流出や落石、濁水の発生等が民家や農地、道路等の公共施設、河川に影響を及ぼす恐れがある森林等とします。

具体的には、(2)のアの①で設定した山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林、土砂災害防止法関係の指定区域の森林、山地災害危険地区関係の指定区域の森林、主要な河川に隣接している森林と、その森林を含み地形や地質等の一体性があり、かつ関連性が高い一定の森林の範囲について定めます。

なお、その区域設定の方法は、右表のとおりとします。

また、その区域の範囲は表1及び図面1-2のとおりとします。

#### (2) 施業の方法

当該機能は、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等のバッファゾーンとして指定するものであり、森林の伐採や林内路網を開設・利用する際は、近隣に山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林（主に制限林）や土砂災害や山地災害に関係する指定区域、主要な河川等があり、森林以外への土砂流出等の影響が懸念される区域であることを留意した上で施業を実施し、適切な予防措置を取る必要があります。

なお、森林以外への土砂流出等が発生しないための具体的な例としては右表のとおりとします。

### 土砂流出等注意森林の区域設定の方法

区域設定の方法	施業方法
「山地災害防止機能／土壌保全機能増進森林」を含む準林班単位の森林。 土砂災害防止法に関係する指定区域を含む準林班単位の森林。 山地災害危険地区を含む準林班単位の森林。 国土交通省が公表する河川の位置情報から20mの範囲を含む準林班単位の森林。	通常伐期

#### 森林以外への土砂流出等が発生しないための具体的な例

##### 1 路網開設の方法

- ①急傾斜地（30度以上）においては、可能な限り路網開設を避ける。
- ②路網の切土の崩壊を予防するため、切土法面の高さを150cm程度までとする。
- ③路面浸食を予防するため、縦断勾配を10度以下に抑える。
- ④河川等への影響を低減するため、路網のルート選定の際には線形を谷から遠ざける。
- ⑤路面からの濁水を軽減するため排水の分散や降雨時の作業を避ける。
- ⑥施業後の路面浸食を予防するために、枝条を利用した路面の保護や、簡易な横断溝により路面水を分散排水する。

##### 2 伐採の方法

- ①河川等、森林外へ隣接している箇所には、落石や土砂の流出を予防するため保残帯を設定する。
- ②伐区を小規模分散し、可能な限り表土流出を抑制する。
- ③手入れ不足の人工林は、伐採幅の大きい列状間伐等、過度の間伐は避ける。

##### 3 伐採後、早期に植生回復を促す方法

- ①伐採後、天然更新により植生の回復を図る場合、更新状況の確認と、早期の更新を図るため天然更新補助作業を行う。
- ②伐採後、植栽により更新を図る場合は、崩壊の可能性が高い谷頭等の急斜面や、土石流が発生しやすい谷部には高木性広葉樹の植栽も検討する。
- ③一時的に使用した路網・土場等は、埋め戻しを行う等、原状回復を促すように配慮する。

#### 4 その他必要な事項

##### (1) 施業実施協定※の締結の促進方法

特にありません。

##### (2) その他

特にありません。

※施業実施協定とは

森林法第 10 条の 11 に規定される、森林所有者等と市長の間で締結する森林施業の実施に関する協定。間伐又は保育その他の森林施業の共同化を内容とします。

別表 1

区分	面積(ha)
水源涵養機能維持増進森林	53045.59
山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林	2066.70
快適環境形成機能維持増進森林	32.01
保健文化機能維持増進森林	304.86
木材等生産機能維持増進森林	35684.09
土砂流出等注意森林	29891.77

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市においては、小規模零細な森林経営を集約化し、効率的な木材生産を行うため、森林組合等の林業事業者により、森林所有者が森林組合等に森林の経営を委託する契約（森林経営受委託契約<sup>※1</sup>）の締結が進められています。

この契約により、森林経営計画が段階的に策定され、森林の経営規模の拡大が図られ、計画的かつ効率的な木材生産体制が進められています。

今後は、基幹路網の開設や新たに森林の境界が明確になった箇所、新たに搬出間伐が可能な林齢に達した林分を中心に、森林経営計画の策定に取り組みます。

また、国有林と隣接する地域については、民有林と国有林が共同で路網開設や効率的な森林施業を実施する「森林共同施業団地<sup>※2</sup>」の設定も検討します。

### 2 森林の経営の受託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

地域の森林資源の現況、地域における森林所有者の状況及び森林施業の実施状況並びに「ひろしま未来チャレンジビジョン農林水産業アクションプログラム（第Ⅱ期）（平成30年3月策定）」等行政計画の目標等を勘案して、森林所有者（不在村<sup>※3</sup>を含む）等への長期の施業の委託等森林経営の委託の働きかけ、施業の集約化に取り組む者への森林の経営の受委託等による森林経営計画の作成により森林経営の規模の拡大を促進するものとします。

また、その取り組みを支える人材である森林施業プランナー<sup>※4</sup>については、所属する林業事業者の育成を含め、技術や知識の向上に対して支援します。

#### ※1 森林経営受委託契約とは

森林所有者と森林組合等の林業事業者との間で締結する、森林の経営について委託する契約。森林の経営には、森林整備だけでなく、天然林を含む森林の保護や森林作業道の管理等も含まれます。なお、一般的な契約では、立木の売買権は含まないことが多いです。

また、この契約より強い森林経営権の移転が、地上権登記を行う森林経営信託契約です。

#### ※2 森林共同施業団地とは

民有林と国有林とが連携して団地を設定し、施業の集約化、効率的な路網整備及び効率的な作業システムへの移行により低コスト化を図り、民有林と国有林が一体となって効率的な森林経営を推進します。

#### ※3 不在村森林所有者とは

所有する森林とは別の市町村に居住する個人や法人。これとは別に、相続登記が行われておらず、所有者の特定が困難な森林も大きな問題になっています。

#### ※4 森林施業プランナーとは

提案型集約化施業の業務を行う者であり、森林経営計画の作成や施業提案書の作成・提示、現場技術者への施業の指示等の業務を行います。

令和元年5月31日には、ウッドピア三次（三次地方森林組合内）において、県内の森林施業プランナー51名により「ひろしま森林施業プランナー会」が設立されました。

### 3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林の経営の受託による効率的な森林施業を継続して実施していくため、施業内容やコストを明示した森林施業提案書（森林施業プラン）※<sup>1</sup>により森林所有者に施業を提案する提案型集約化施業の拡大を推進します。

### 4 森林経営管理制度※<sup>2</sup>の活用に関する事項

森林経営管理制度の活用を通じ、森林の経営や管理が適切に行われていない森林について、適切な経営や管理の確保を図ることとします。

また、経営管理権集積計画または経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、当該計画が市町村森林整備計画に定められた公益的機能施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における施業の方法の整合性が図られたものとなるように留意することとします。

### 5 その他必要な事項

特にありません。

#### ※<sup>1</sup> 森林施業提案書（森林施業プラン）とは

森林施業プランナー等が作成し森林所有者に提示するもので、森林の現況や施業内容、事業経費、補助金の額、伐採木の売上金額等の見積りを記入した提案書です。

#### ※<sup>2</sup> 森林経営管理制度とは

森林所有者が森林の経営または管理を行う責務を定めるとともに、経営または管理が行き届かない森林を市町に預ける仕組みを定めることにより、森林資源の適正な管理などを行うことを目的に定められた森林経営管理法（H31.4.1 施行）に基づき、適正な森林の経営・管理を行うための制度です。

#### トピックス

三次地方森林組合では、信託契約による団地設定に取り組む等、先進的な森林経営を目指しています。

#### 【写真解説】

君田町における森林経営計画の樹立に向けた地元説明会の様子。



#### トピックス

市内には約 2 千 7 百 ha の国有林があります。この国有林を管理しているのが広島北部森林管理署です。

#### 【写真解説】

広島北部森林管理署の庁舎エントランス、国産材をふんだんに使用しています。



## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

---

地域の関係者による地域協議会を通じ、林業経営適地における集積・集約化に向けた取組など、関係者の合意形成を図るとともに、地域単位での森林所有者への働きかけを行うことで、森林所有者間の合意形成に向けた取組を進めます。

また、森林整備及び保全を推進するため、森林経営計画による施業の集約化促進のほか、境界明確化や施業実施協定の締結による施業の共同実施などを通じ、森林管理の適正化を図ります。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

---

特にありません。

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

---

特にありません。

### 4 その他必要な事項

---

特にありません。

## 第7 路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

#### (1) 路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための作業システム別の路網密度の水準は、右表を目安とします。

※「車両系作業システム」とは  
林内にワイヤロープを架設せず車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムのこと。フォワーダー等を活用する。

※「架線系作業システム」とは  
林内に架設したワイヤーロープを取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムのこと。タワーヤード等を活用し、主に林業専用道を使用する。

#### (2) 作業システムの考え方

効率的な森林施業を実施するため、一般車両の通行を想定する「林道<sup>※1</sup>」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道<sup>※2</sup>」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道<sup>※3</sup>」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの導入を推進します。

このため、「林道」、「林業専用道」、「森林作業道」の適切な配置に加え、高性能林業機械の導入による生産コストの低減を図り、傾斜や路網の設置状況等の作業地の条件を勘案して、フォワーダー等を使用する車両系とタワーヤード等を使用する架線系を施業地に応じて適用するものとします。

なお、作業システムを選択する要素は、これ以外にも、施業を行う林業事業者の人数や能力、林業機械の性能や保有状況、伐採方法の選択、伐採木の樹種やサイズ、土場や作業ポイントの状況、運材の方法等が挙げられ、それらをシミュレーションし、総合的な評価により決定する必要があります。

路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)	基幹路網
緩傾斜地 (0°~15°)	車両系作業システム	100 以上	35 以上
中傾斜地 (15°~30°)	車両系作業システム	75 以上	25 以上
	架線系作業システム	25 以上	
急傾斜地 (30°~35°)	車両系作業システム	60 以上	15 以上
	架線系作業システム	15 以上	
急峻地 (35°~)	架線系作業システム	5 以上	5 以上

#### ※1 林道とは

効率的な森林の整備や地域産業の振興等を図る目的の恒久的公共施設。林業では、セミトレーラーの車両の通行を想定している。

#### ※2 林業専用道とは

林道を補完し、森林作業道と組み合わせることにより、森林作業道の機能を高め、木材輸送機能を強化・補完する路網。10 t 程度のトラックや林業用車両の走行を想定した丈夫で簡易な道。

#### ※3 森林作業道とは

導入する作業システムに合わせて開設する森林整備のための道。主として林業機械の走行を想定しており、車両系作業システムにおいては高密度に設置される。

## 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）は、スギ・ヒノキの人工林等が面的なまとまりを持ち、作業システムにより効率的な森林施業が可能な区域とします。

## 3 路網の整備に関する事項

### (1) 基幹路網に関する事項

#### ア 基幹路網の作設に係る留意点

基幹路網（林道及び林業専用道）については、安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を推進し、「林道規程」（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、「広島県林業専用道作設指針」（平成23年8月31日広島県制定）、「広島県森林作業道作設指針」（平成23年4月1日制定）、「広島県森林作業道実施基準」（平成28年11月7日最終改正）に即して開設するものとします。

#### イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画は、表3のとおりとします。

#### ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網（林道及び林業専用道）については、「森林環境保全整備事業事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとします。

### (2) 細部路網に関する事項

#### ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道については、継続的な使用に供するため、丈夫で簡易な規格・構造とし、「広島県森林作業道作設指針」（平成23年4月1日広島県制定）、「広島県森林作業道実施基準」（平成28年11月7日最終改正）に即して開設するものとします。

作設に当たっては、土工量の縮減を通じた作設費用の抑制を図る等の観点から、作業システムに対応する必要最小限の規格で計画するものとし、おおよその傾斜区分別の規格・構造の考え方は次表のとおりとします。

#### 傾斜区分別の規格・構造の考え方

傾斜区分	規格・構造の考え方
傾斜 25°以下	比較的傾斜が緩やかであるため、切土、盛土の移動土量を抑え、土構造を基本として作設するものとする。
傾斜 25~35°	中~急傾斜地であるため、切土、盛土による移動土量がやや大きくなることから、必要に応じて、丸太組等の構造物を計画するものとする。
傾斜 35°以上	急傾斜であるため、原則、作設しないこととし、計画路線の見直しや架線集材を検討するものとするが、やむを得ず作設する場合には、最小限の開設延長とし、事前に県や市の林務担当課と協議するものとする。

#### イ 細部路網の維持管理に関する事項

広島県森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適切に管理を行います。

#### 4 その他必要な事項

---

山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要とされている施設の整備その他森林の整備のために必要な施設の整備については、次表のとおり該当ありません。

##### 森林の整備に必要な施設の整備

施設の種類	位置	規模	対函番号	備考
該当なし				

## 第8 その他必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

森林経営計画の作成や提案型集約化施業の実務を担う森林施業プランナー及び木材生産や道づくりを担う現場技能者（フォレストマネージャー〔統括現場管理責任者〕、森林作業道作設オペレーター等）の育成を県や関係機関と連携して取り組みます。

また、効率的な木材生産体制の構築のためには、森林組合と民間事業者のそれぞれの強みを生かした取り組みが重要であるため、森林組合と民間事業者の連携について、県や関係機関とともに推進します。

#### トピックス

国や県では、様々な現場技能者の育成研修が実施されています。

##### 【写真解説】

作木町県営林内で実施された森林作業道作設オペレーター研修の様子。



#### トピックス

三次地方森林組合内にある「ウッドピア三次」では、森林施業プランナー等の研修が実施されています。

##### 【写真解説】

森林施業プランナー基礎研修の様子。



## 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

作業システムの高度化のための高性能林業機械を主体とする林業機械の導入については、路網の整備の推進とともに、次表を標準として実施するものとします。

### 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐 倒 集 材 造 材 運 材	緩傾斜	チェーンソー	ハーベスタ
		グラップルローダ （ハーベスタ）	グラップルローダ （ハーベスタ） ※ロングリーチ含む
		プロセッサ （ハーベスタ）	プロセッサ （ハーベスタ）
		運材車	フォワーダ
		フォワーダ	※ホイールタイプ含む
	急傾斜	チェーンソー	チェーンソー
		集材機 スイングヤーダ	スイングヤーダ タワーヤーダ 自走式搬器
		プロセッサ （ハーベスタ）	プロセッサ （ハーベスタ）
		—	—
		—	—
造 林 保育等	地ごしらえ	チェーンソー	グラップルローダ等
	下 刈	刈払機	刈払機

注：三次市では架線系作業システム（急傾斜）が、ほとんど使用されていないため、県内他地域での一般的なものとしました。

## 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の利用の促進のために必要な施設の整備については、次表のとおりとし、当計画期間での整備計画はありません。

### 林産物の生産（特用林産物）・流通・加工施設等の整備計画

施設の種類の	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
〔木材流通・加工施設〕							
広島県森林組合連 合会三次共販所	西酒屋 町	1.6ha 51,026 m³	1				
(株)佐々部材木店	東酒屋 町他	3.1ha	2				
広島県北部国産材 加工協同組合	西酒屋 町	5,985 m³	3				
宮迫木材(株)	布野町 下布野	21,091 m³	4				
(株)フォレストワン	作木町 香淀	6,680 m³	5				
甲奴地域資源加工 センター	甲奴町 宇賀	134.15 m³	6				
〔特用林産物生産・流通・加工施設（原木または菌床 1 万以上保有のみ記載）〕							
シイタケ等 生産施設	山家町	菌床 1,500 個					
	作木町 下作木	原木 640 本					
	三良坂 町三良 坂	原木 50,000 本					
	畠敷町	原木 2,000 本					

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び区域内における鳥獣害の防止の方法

###### (1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域（二ホンジカ）の設定については、森林生態系多様性基礎調査において被害がある区域を基本とし、有害鳥獣駆除や捕獲の実績や、林業関係者や地域住民等から寄せられる情報により、次表及び図面4のとおり定めます。

鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣の種類	地 区
二ホンジカ	市内全域

###### (2) 鳥獣害の防止の方法

二ホンジカによる森林被害の防止に向け植栽予定地を中心に防護柵の新設、既存柵の改良及び食害防止チューブ等の設置、わな、銃器による捕獲等を実施することとします。

##### 2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況や被害防止効果の確認のため、森林の巡視及び林業事業者や森林所有者からの間取りを行います。

なお、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合は、森林所有者等に対し助言・指導を行い鳥獣害の防止を図ります。

#### 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

##### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

###### (1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

松枯れについては、被害状況を把握し、被害跡地対策については、被害の状況に応じて天然力を活用した広葉樹への樹種転換を図ります。

ナラ枯れについては、被害の早期発見、早期防除に努めるとともに、国有林や周辺市町村との情報共有を図ります。

スギカミキリ等の穿孔性害虫の被害がみられる場合は、それらの防除にも努めます。

なお、森林病虫害等のまん延防止のため、緊急に伐倒駆除を実施する必要がある場合等については、国や県と連携して、伐採の促進に関する指導を行います。

###### (2) その他

実施に当たり、実施時期、実施区域、実施方法について、関係者の意見を反映し、地元住民に説明を行い、適正かつ円滑な防除事業を行います。

##### 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

二ホンジカ、ノウサギ等による森林被害が発生しており、その防止に向け、森林被害の発生状況の把握に努めるとともに、行政機関、森林所有者及び関係団体等が協力して計画的に行う防除活動等を推進することとします。

### 3 林野火災の予防の方法

---

山火事の森林被害を未然に防止するため、火災の発生が多い時期においては、山火事防止の普及啓発や森林巡視等の強化に努めます。

### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

---

火入れを実施しようとするときは、森林法第21条及び「三次市火入れに関する条例」の規定に基づき、火入許可申請書を提出し、火入許可証の交付を受けたうえで火入れを実施することとします。

### 5 その他必要な事項

---

#### (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

風害、病虫害等の被害を受けているもの又は被害を受けやすいものであって、森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましい森林については、次表のとおり該当ありません。

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の区域	備考
該当なし	

#### (2) その他

森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者その他関係者は、巡視等により、森林病虫害又は火災の予防その他森林の保護に努めるものとします。

## IV 森林の保健機能の増進に関する事項

### 1 保健機能森林の区域

保健機能森林の区域の指定については、右表のとおり該当ありません。

### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

1の区域の指定が無いため、右表のとおり該当ありません。

### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

#### (1) 森林保健施設の整備

##### ア 整備することが望ましい主な森林保健施設

1の区域の指定が無いため、該当ありません。

##### イ 森林保健施設の整備及び維持運営に当たっての留意事項

1の区域の指定が無いため、該当ありません。

#### (2) 立木の期待平均樹高

1の区域の指定が無いため、右表のとおり該当ありません。

### 4 その他必要な事項

1の区域の指定が無いため、該当ありません。

#### 保健機能森林の区分

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
該当なし								

#### 造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分	施業の方法
該当なし	

#### 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高 (m)	備考
該当なし		

#### ※保健機能森林は

保健機能森林は、江の川上流地域森林計画で定める基準に基づき、湖沼、渓谷等と一体となって自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の存する地域の実情、森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、森林施業の担い手が存するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することになっています

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

#### (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画は、次に掲げる事項について適切に計画するものとします。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の3の公益的機能別施業森林等の施業方法

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めることとします。

#### (2) 森林法施行規則第33条1号口の規定に基づく区域

森林法施行規則第33条1号口の規定に基づく区域については、表4及び図面5のとおり定めます。

### トピックス

#### 森林経営計画とは

森林経営計画とは、「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画です。

一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的としています。

#### 森林経営計画の対象森林等

##### 【属地計画】

##### (1) 林班計画

地域森林計画で定める林班又は隣接する複数林班の面積の2分の1以上を占める森林

##### (2) 区域計画

市町村森林整備計画で定める一定区域内において30ヘクタール以上の森林

※いずれも、林班等内又は区域内に自ら所有している森林及び森林の経営を受託している森林の全てを対象とする必要があります。

##### 【属人計画】

自ら所有している森林の面積が100ヘクタール以上であって、その森林及び森林の経営を受託している森林の全ての森林

## 2 生活環境の整備に関する事項

U J I ターン者等が地域に定住するために必要な生活環境施設の整備については、右表のとおり該当ありません。

## 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

きのこや山菜等の特用林産物や竹炭等の林産加工品の生産促進を行うなど、地域森林資源を活用した地域活性化を図ります。

## 4 森林の総合利用の推進に関する事項

市民が身近に触れ合える森林として整備された施設は、右表及び図面 3 のとおりです。

### 生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
該当なし				

### 森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		将来		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
生活環境 保全林整備	布野町 横谷	森林面積 38ha 遊歩道 3,000m 東屋 1 棟			A
	布野町 下布野	森林面積 4ha 遊歩道 400m 東屋 1 棟			B
八千代滝 周辺整備	布野町 下布野	遊歩道 1,000m 林道 400m, W=3m			C
常清滝 周辺整備	作木町 下作木	キャンプ場 3,000m <sup>2</sup> 山村広場 4,250 m <sup>2</sup> イベント広場 駐車場 2,300 m <sup>2</sup> トイレ 26.4 m <sup>2</sup> 遊歩道 670m 展望台 28.35 m <sup>2</sup>			D
ハイヅカ 湖畔の森	三良坂 町仁賀	林間広場 2,500 m <sup>2</sup> 球技施設 1,400 m <sup>2</sup> 体験交流センター 1 棟 駐車場 1,500 m <sup>2</sup> 林間遊具施設一式			E
いこいの 森弘法山	甲奴町 本郷	1.6ha トイレ 1 棟 山村広場 0.3ha			F
酒屋地区 憩いの森	東酒屋 町	散策道 1,500m 広場 5,000 m <sup>2</sup> 駐車場 650 m <sup>2</sup> 除間伐 6ha			G

## 5 住民参加による森林の整備に関する事項

### (1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

市内の小・中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着を育むため、住民自治組織や森づくり活動団体との協働により森林・林業体験プログラムを組み込むなど、森づくりへの市民の直接参加を推進します。

### (2) 上下流連携による取組に関する事項

江の川は本市をはじめ下流地域の水源として重要な役割を果たしています。このようなことから、流域自治体の連携のもと、流域住民への森づくりに向けた啓発に取り組みます。

### (3) その他

特にありません。

## 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

### 計画期間内における市町村森林経営管理事業計画※

区域	作業種	面積等
全域	強度間伐・更新伐による針広混交林化等	経営管理意向調査を順次実施し、市に管理を委託したい旨の回答を踏まえて作成した経営管理集積計画の公告・縦覧を経て、経営管理権が設定された森林について、計画的（場所・時期・施業内容等）に実施する。

※ 市町村森林経営管理事業とは

経営管理意向調査に基づき市町村が経営管理権を取得した森林で、林業経営に適さないために民間事業者に再委託せず、市町村自らが間伐等の請負事業を民間業者に委託して実施する事業です。

## 7 国有林と連携した森林整備等に関する事項

地域の森林・林業の再生に向けた取組として、地域の課題等を洗い出し、それらの課題解決に向け、広島北部森林管理署・地元林業事業者と連携して取り組むこととします。

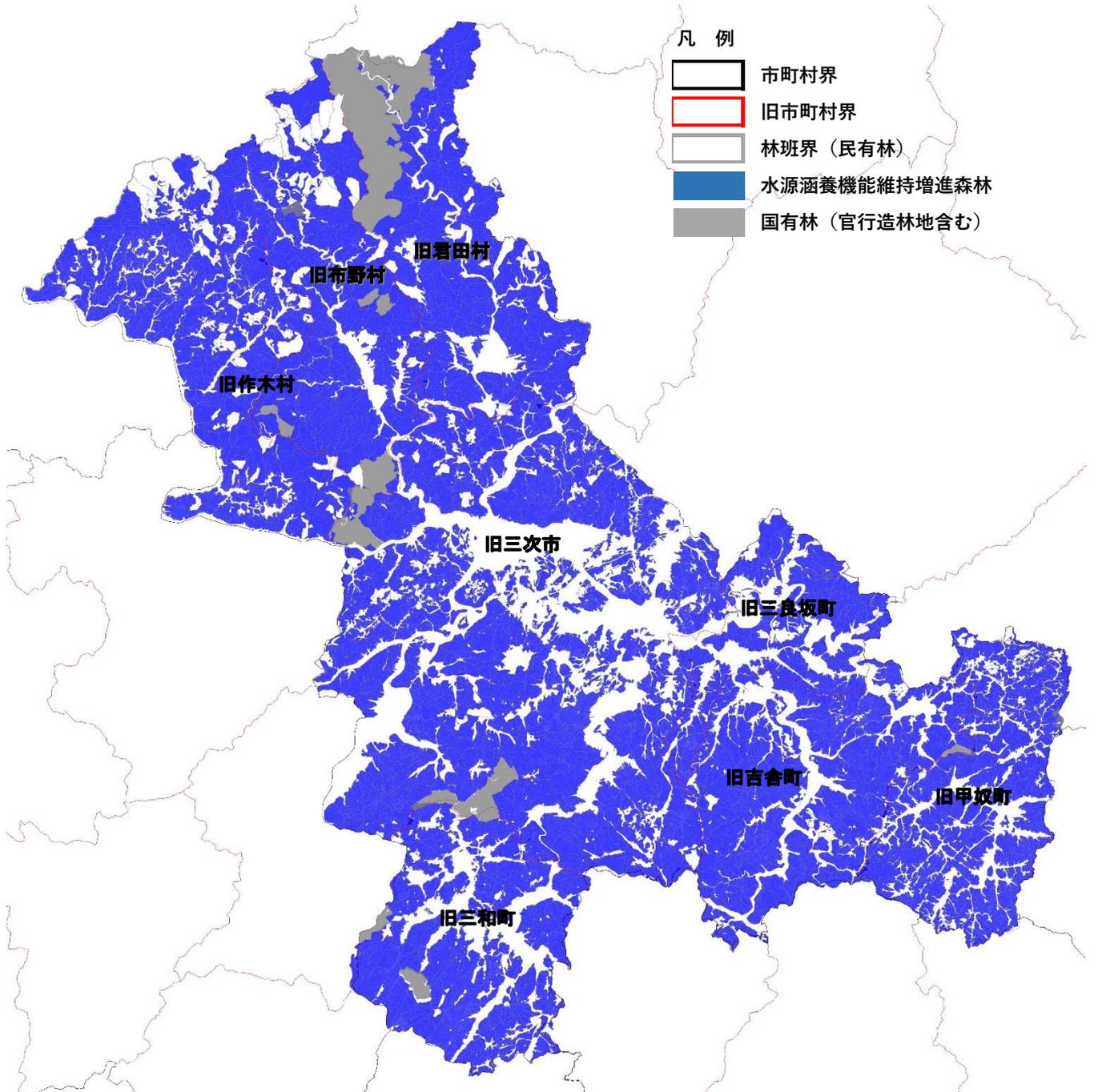
また、国有林と一体となった路網の整備、路網の相互利用や協調施業・販売など民間連携した森林整備等に積極的に取り組みます。

## 8 その他必要な事項

特にありません。

図面 1-1

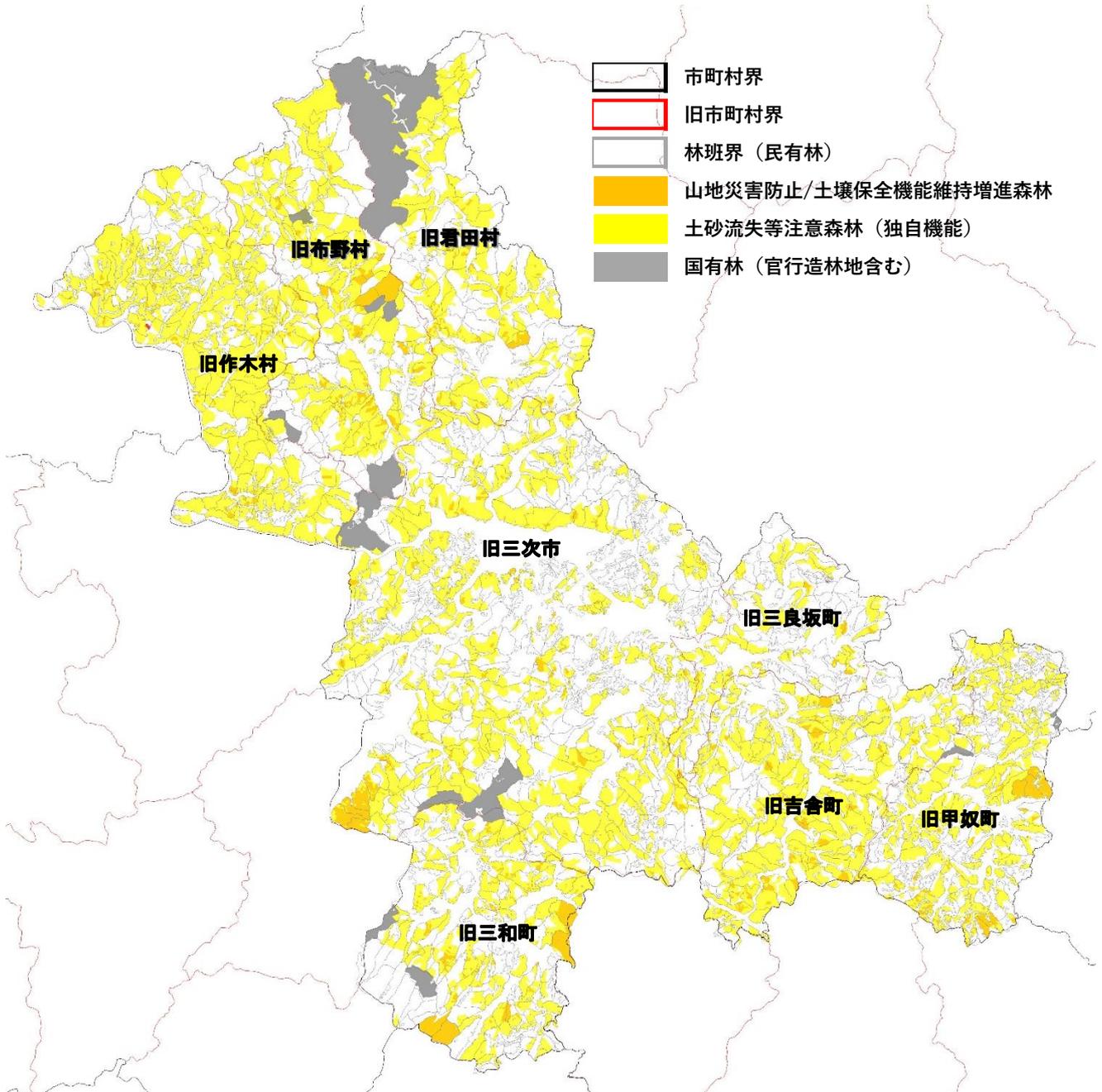
ゾーニング図（水源涵養機能維持増進森林）



○この図は、三次市森林整備計画Ⅱの第4に定める公的機能別施業森林等の区域を示したものです。

図面 1-2

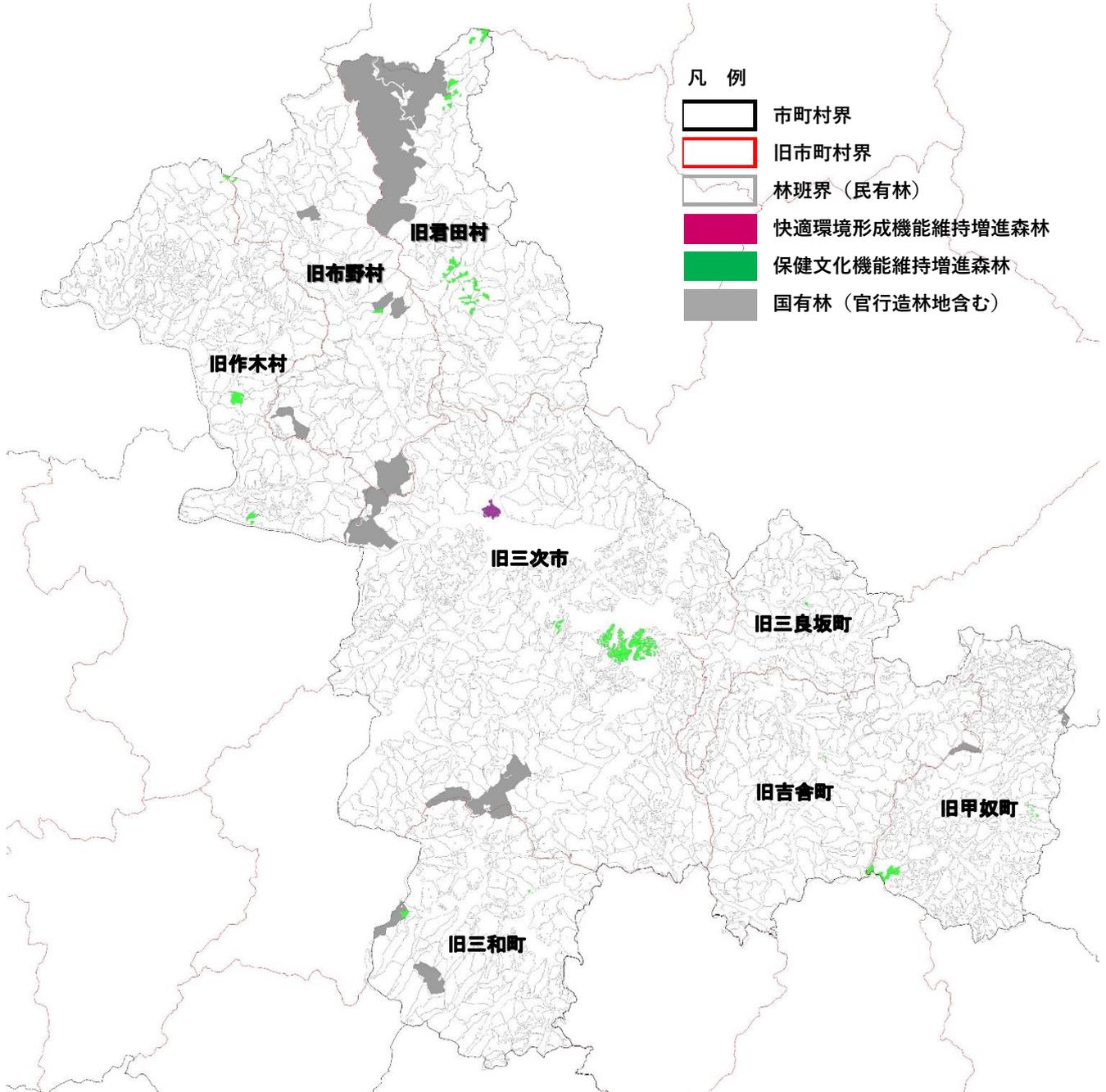
ゾーニング図（山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林、土砂流出等注意森林）



○この図は、三次市森林整備計画Ⅱの第4に定める公的機能別施業森林等の区域を示したものです。

図面 1-3

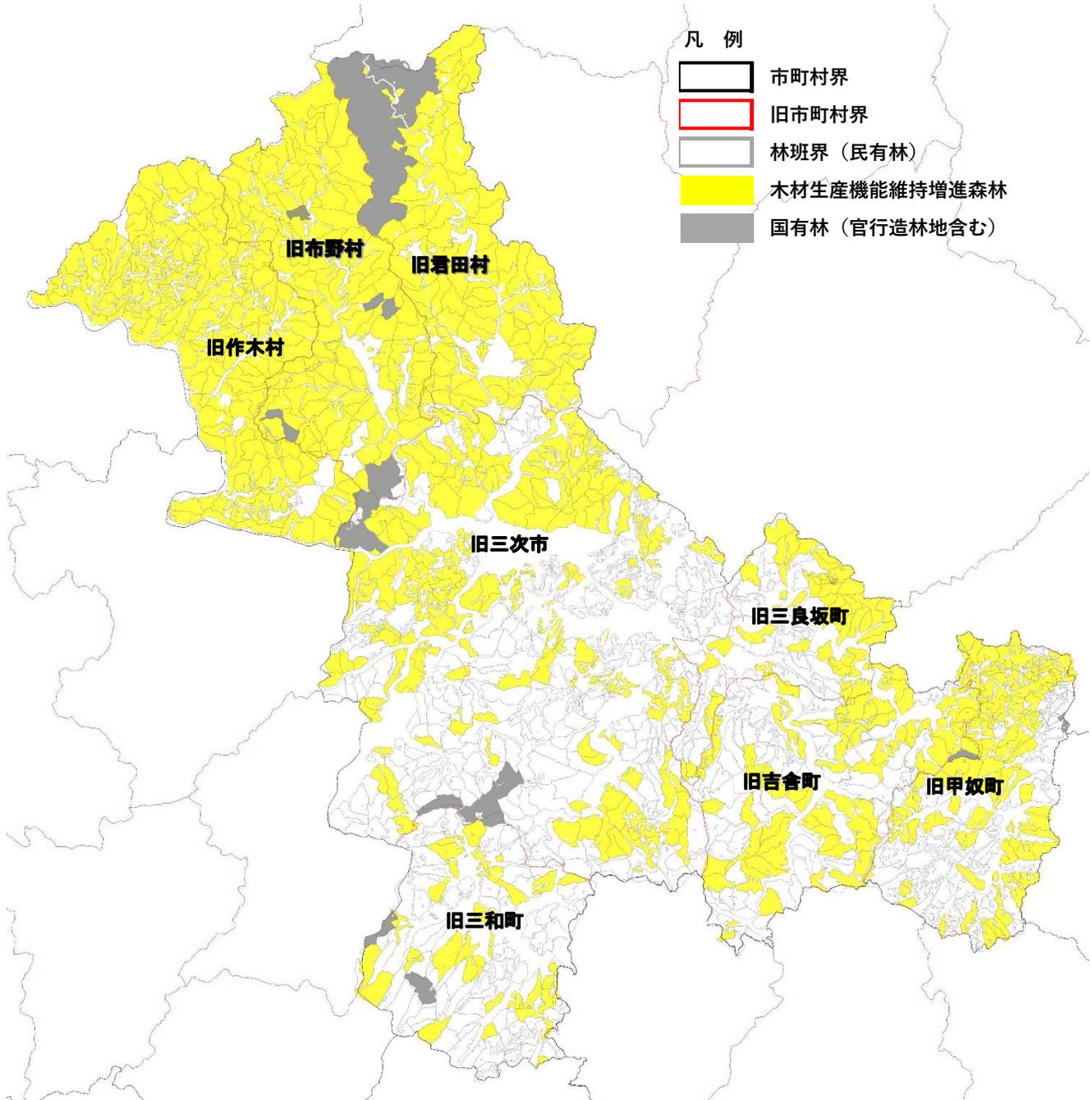
ゾーニング図（快適環境形成機能維持増進森林、保健文化機能維持増進森林）



○この図は、三次市森林整備計画Ⅱの第4に定める公的機能別施業森林等の区域を示したものです。

図面 1-4

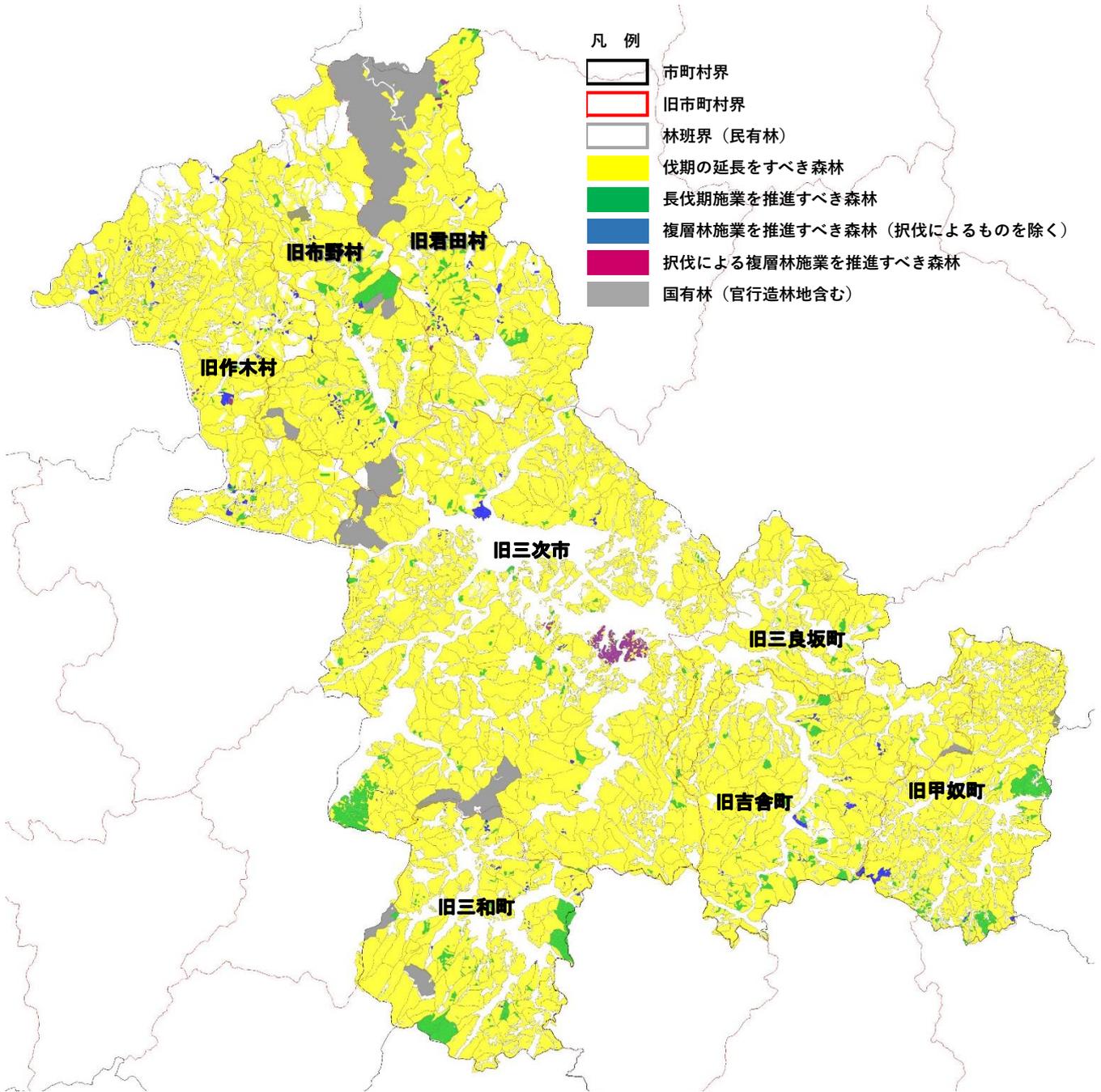
ゾーニング図（木材生産機能維持増進森林）



○この図は、三次市森林整備計画Ⅱの第4に定める公的機能別施業森林等の区域を示したものです。

図面 2

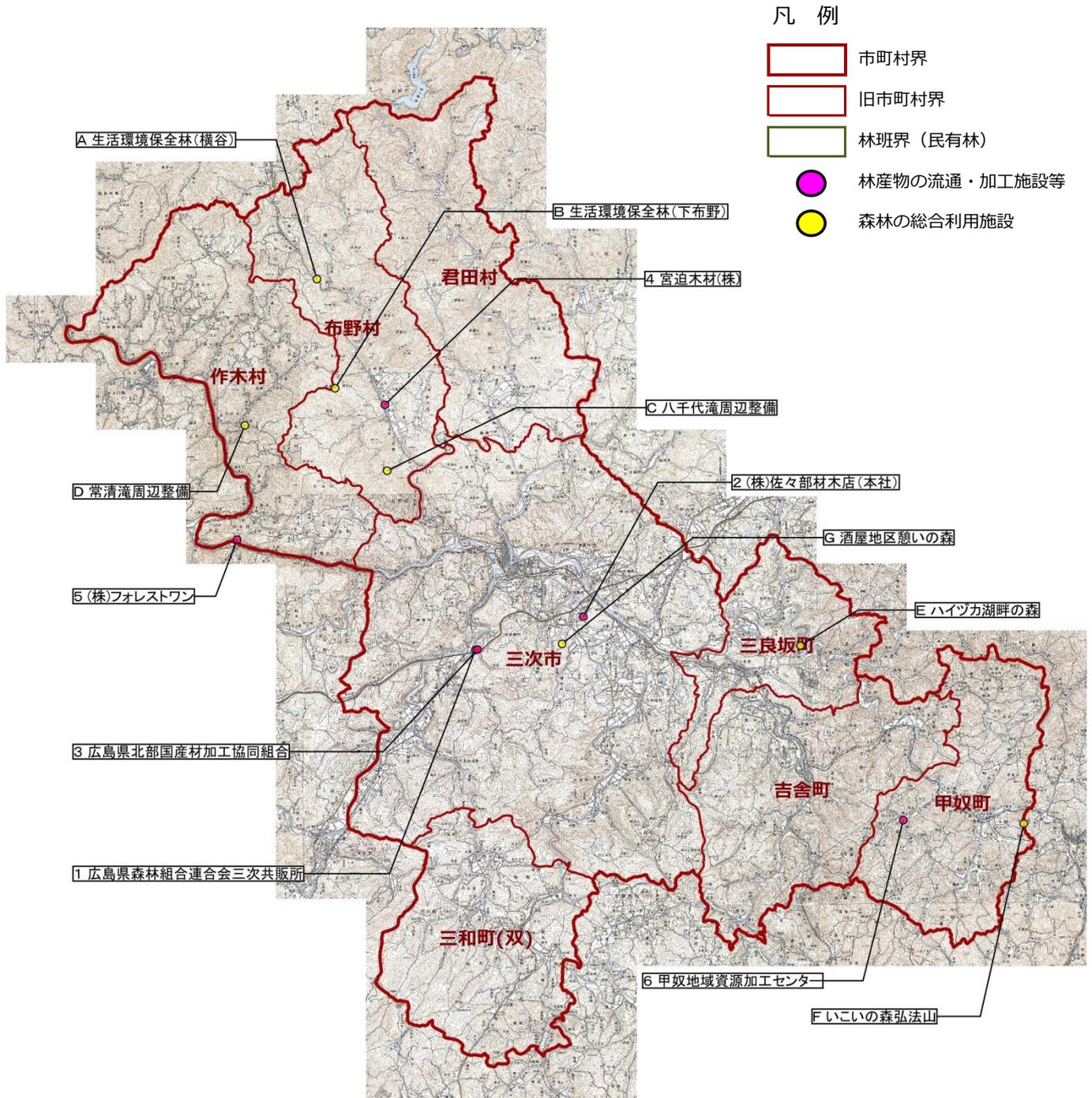
施業の方法区分図



○この図は、三次市森林整備計画Ⅱの第4に定める施業の方法の区域を示したものです。

図面 3

林産物の流通・加工施設等位置図  
森林の総合利用施設位置図

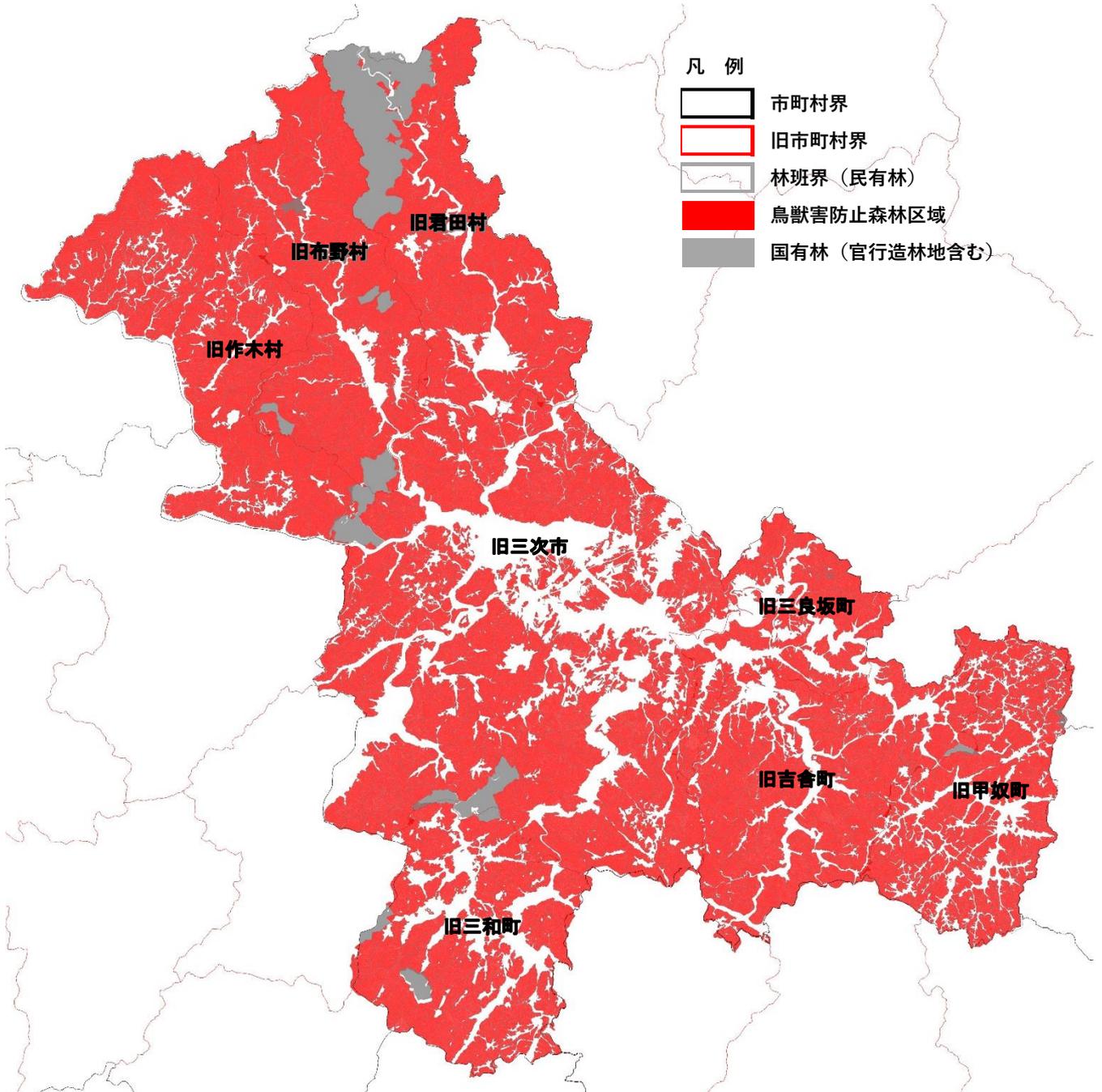


○林産物の流通・加工施設等位置図は、計画書Ⅱの第8の3の表の位置を示したものです。

○森林の総合利用施設位置図は、計画書Ⅴの4の表の位置を示したものです。

図面 4

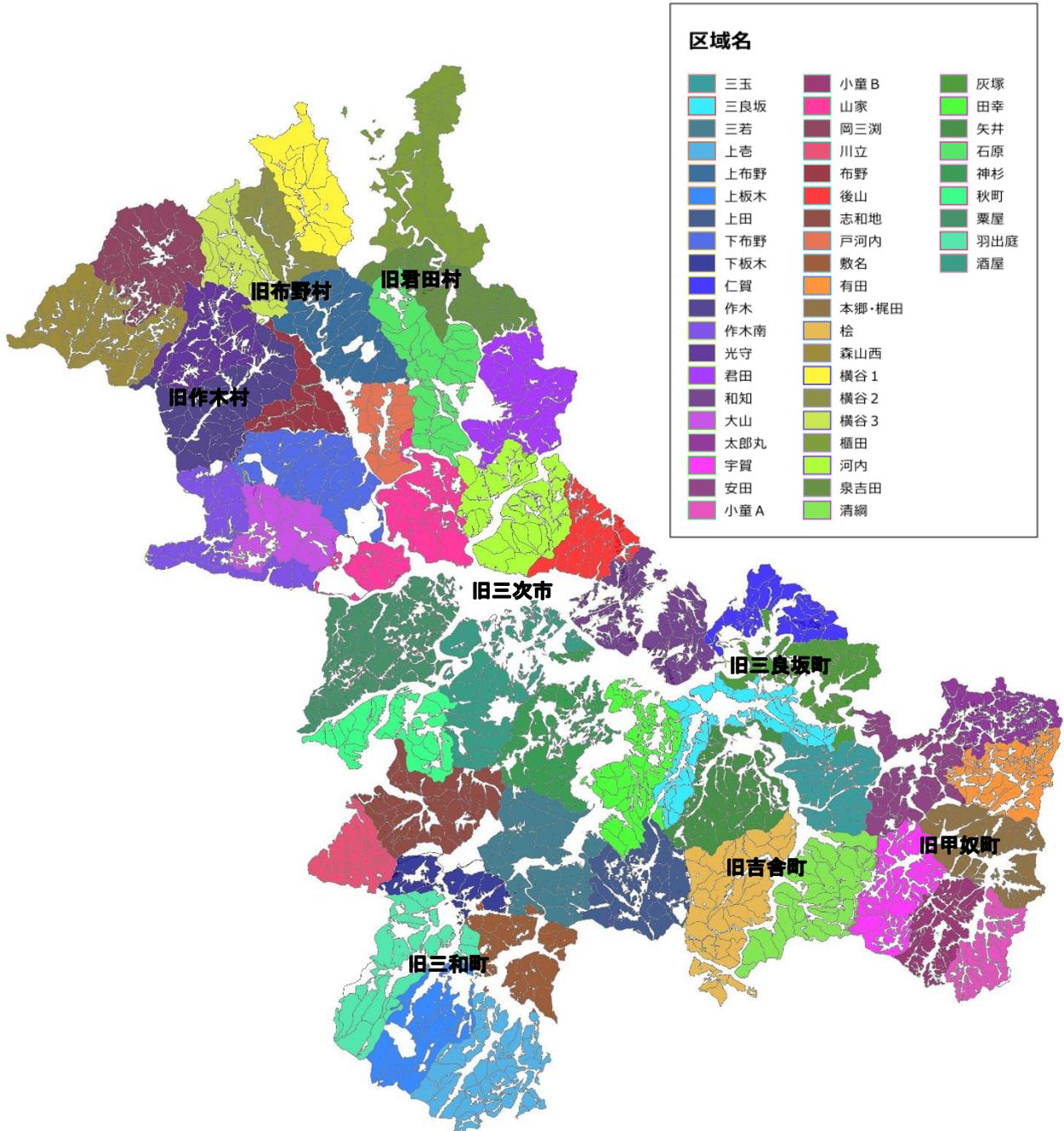
鳥獣害防止森林区域（ニホンジカ）



○この図は、三次市森林整備計画Ⅲの第1の1に定める鳥獣害防止森林区域を示したものです。

図面 5

森林法施行規則第 33 条 1 号ロの規定に基づく区域（森林経営計画区域図）



○この図は、三次市森林整備計画Ⅴの 1 に定める区域を示したものです。



【表1】

三次市(旧三次市)

区分	区域																				合計 (ha)	
	林班	準林班																				
	101		02																			12.03
	102	01		03																		12.30
	103	01	02	03																		33.54
	105	01	02	03																		88.12
	106																					0.78
	107					05	06	07		10												21.79
	108	01		03					06													13.89
	109	01	02	03					06													28.27
	110			03																		6.52
	111	01		03																		12.03
	112	01	02	03																		17.29
	113		02	03	04																	22.63
	114								05													9.19
	115	01	02																			6.77
	117			03	04					09	11											23.32
	119	01	02	03	04	05																37.29
	121					05	06															8.77
	122		02	03		05																28.23
	124	01	02	03	04																	25.18
	126	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10											69.21
	128			03	04																	17.90
	129					05	06															12.90
	130	01	02	03	04	05																30.92
	131	01		03	04		06															24.32
	132	01	02	03	04																	22.27
	133	01	02		04	05	06	07	08			12	14									50.27
	134	01	02	03																		16.70
	135	01	02	03	04																	38.57
	136	01	02	03																		28.03
	137					05	06															6.18
	138		02	03	04	05	06	07	08													67.02
	139	01	02	03		05	06		08													45.77
	140							07														5.95
	141	01			04	05																18.56
	142		02	03	04	05	06															42.45
	143	01																				8.18
	145				04	05	06															27.19
	146			03			06															13.98
	147		02	03																		16.14
	148		02	03	04	05	06	07														46.42
	149	01								10												17.62
	151		02																			4.08
	152		02			05	06	07		09	10											36.31
	153	01	02	03	04																	24.76
	154		02	03	04																	22.31
	156		02	03																		11.16
	157		02	03	04	05			08	09												52.95
	158		02	03	04		06															26.63
	159	01	02		04		06					11	12									40.02
	160		02							09	10											22.35
	161		02	03	04	05		07	08	09												62.83
	162	01																				5.44
	163	01	02	03	04																	12.02
	164	01																				10.99
	165	01																				9.52
	168	01	02					07														25.75
	169	01	02																			10.54
	170	01																				6.03
	171			03																		5.80
	172	01	02	03	04																	48.81
	173	01	02			05	06	07		09		12										52.98
	174	01	02		04	05				09	10	12	13									52.96
	175	01	02				06	07					14	16			20		24			42.96
	176	01			04			06		08	09											39.52
	177		02	03																		14.57
	179	01	02																			8.73
	180	01	02		04		06															32.48
	181	01		03																		10.10
	182			03		05	06															26.12
	184		02	03	04																	25.22
	185		02																			12.66
	186	01	02	03	04	05																51.37
	187	01																				4.65
	188		02																			12.74
	189	01	02																			18.80
	190	01																				12.56
	191							07	08													8.02
	193				04	05																30.32
	194	01																				9.41
	198					05																5.95
	199	01	02			05																36.37

森林以外への土砂流出等に注意すべき森林

※準林班の一部を含む。

【表1】

三次市(旧三次市)

区分	区域																							合計 (ha)	
	林班	準林班																							
	200						07																		6.95
	201	02																							6.27
	206					05	06	07	08																36.53
	207						06																		2.20
	208				04																				5.48
	209						06								13										16.56
	210	01	02	03	04																				39.22
	211						05																		1.87
	212				04	05																			12.55
	213	01	02							08															19.00
	214				04					08		10													6.67
	215	01	02				06																		15.95
	216	01	02																						13.99
	217	01	02	03																					22.27
	218	01													12										12.55
	219			03	04																				16.17
	220	01	02		04					08		10													35.39
	221	01		03	04		06				09		11												21.09
	222							07	08																11.75
	223	01	02																						13.87
	224	01					06	07																	21.30
	225	01					06																		17.77
	226	01	02			05	06	07	08	09															41.54
	227	01	02	03																					21.73
	228			03	04																				14.57
	229	01					06																		11.57
	232					05	06	07	08	09															25.44
	233	01		03																					12.92
	234	01	02	03	04	05																			34.57
	235	01	02	03	04																				25.40
	237					05	06	07			10														26.21
	238	01				05	06																		27.81
	239	01	02		04	05																			28.72
	240	01	02	03	04	05	06	07																	45.36
	241			03	04			07																	24.80
	242	01	02	03	04																				35.39
	243	01	02	03		05	06		08			11													38.41
	244	01	02	03	04																				27.32
	245			03	04	05	06	07	08	09															41.94
	246	01	02																						20.72
	247	01	02																						12.23
	249	01	02	03		05																			39.29
	250	01	02	03	04	05	06	07	08	09															65.42
	251	01	02	03	04	05	06																		49.56
	252	01		03																					15.24
	253		02	03	04	05																			27.74
	254	01		03	04																				27.08
	255	01	02	03																					22.24
	256	01	02																						15.08
	260	01	02					07																	22.39
	262		02	03	04	05																			21.59
	263	01	02																						14.74
	264	01																							2.04
	266	01	02			05	06																		26.17
	267	01	02	03	04	05																			49.42
	268	01		03																					16.61
	269		02				06																		12.78
	270			03				07																	15.96
	271	01	02	03			06																		27.88
	272	01	02	03	04	05	06	07																	39.28
	273	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10														62.65
	274	01	02	03	04	05	06	07																	44.99
	275	01	02	03	04	05	06	07	08	09															68.93
	276	01	02	03	04	05	06																		37.09
	277	01	02	03	04	05	06	07																	54.30
	278	01			04	05	06	07																	25.89
	279	01	02			05	06	07																	59.62
	280	01	02		04																				24.09
	281	01	02																						18.38
	282				04	05				09															27.10
	284	01	02	03	04	05						11	12												29.42
	285	01	02	03	04		06	07			10														32.93
	286	01	02	03	04																				28.05
	287	01	02	03	04	05		07	08	09															43.66
	289	01	02			05																			25.36
	290				04	05			08	09	10	11		13		15	16	17	18	19					89.00
	291		02	03	04	05	06	07	08																61.17
	292	01			04	05																			31.18
	293				04	05	06	07	08	09	10														50.08
	294					05		07	08	09	10														39.01
	295					05	06	07		09	10	11	12		14										87.56

森林以外への土砂流出等に注意すべき森林

※準林班の一部を含む。







【表1】

三次市(旧君田村)

区分	区域																				合計(ha)	
	林班	準林班																				
	001	01																			5.02	
	002			03	04																12.67	
	003	01	02	03																	28.82	
	004			03	04	05	06	07	08	09											76.67	
	005	01	02		04	05	06														48.26	
	006		02	03	04																29.15	
	007			03	04																15.71	
	008			03	04		06	07	08												49.59	
	009				04	05		07	08	09											32.75	
	010				04	05	06	07			10										37.71	
	011		02	03	04	05	06	07	08		10										48.67	
	013	01																			6.87	
	014					05		07													9.52	
	015	01	02	03		05															29.42	
	016	01		03	04	05		07													33.01	
	019	01		03			06	07	08												20.71	
	021					05	06		08												20.01	
	022									09	10	11									21.46	
	024	01	02			05		07													55.12	
	025	01	02	03		05															21.23	
	026	01		03		05	06														20.29	
	027	01						07		09	10										23.40	
	028	01	02																		10.06	
	029	01	02	03	04	05															35.09	
	030	01	02	03	04	05	06	07	08												51.90	
	031			03	04		06	07	08		10					14					69.15	
	032	01	02																		20.89	
	033	01					06														15.35	
	034	01	02	03	04	05	06														46.36	
	035	01		03	04	05	06														41.93	
	037		02	03																	9.48	
	038	01	02	03	04	05	06														83.66	
	039	01		03	04	05															41.13	
	040	01	02			05	06		08												39.59	
	041	01	02	03																	69.11	
	042				04																16.62	
	043			03	04	05					11	12	13			17	18	19	21		43.41	
	044	01											13	14							18.76	
	045	01	02		04																16.17	
	046		02			06		08	09	10	11	12									50.99	
	047	01	02	03	04	05	06														50.31	
	048							08													3.62	
	049	01		03			07	08	09												35.71	
	050	01	02																		22.61	
	051					06															5.86	
	052	01	02	03		06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	17					85.71	
	053				05					10	11										12.69	
	054						07	08	09	10	11	12	13	14							47.10	
	055			03			07					12	14								23.50	
	056	01	02	03			07	08	09	10	11										48.28	
	057	01	02	03	04	05	06	07	08												51.80	
	058	01	02		04					10											26.34	
	059	01		03	04					10	11	12									37.93	
	060	01	02	03	04	05															37.46	
	061										11										11.47	
	062	01	02		04	05	06														37.87	
	063	01	02	03	04	05															59.40	
	064		02		04	05	06	07	08		10										76.58	
	065	01		03	04	05		07	08									19	21		25	58.13
	066	01	02	03																	20.62	
	067	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12		14						90.17	
	069	01																			16.99	
	070					06															3.27	
	071					06	07														25.42	
	073		02																		8.15	
	074			03		05		07													21.01	
	075			03	04	05	06	07	08	09	10										70.02	
	076	01	02	03	04	05															40.76	
	077		02	03																	12.59	
	079	01	02	03	04																24.95	
	080			03	04		06														22.71	
	081	01		03						09											17.38	
	082		02	03		05															26.96	
	083					06		08													13.21	
	084										11										11.66	
	085	01	02	03		05															34.32	
	086		02		04																24.54	
	087			03		05	06	07	08	09	10										54.38	
	088	01		03		05															20.98	
	089			03	04						11	13									42.10	
	計																				2,660.27	

森林以外への土砂流出等に注意すべき森林

※準林班の一部を含む。

【表1】

三次市(旧布野村)

区分	区域																			合計(ha)	
	林班	準林班																			
	001	01	02	03																	33.26
	002	01	02																		17.47
	003	01	02	03																	32.12
	004	01			04	05	06														54.75
	005	01	02			05	06														32.15
	006	01																			9.33
	009	01		03		05	06														36.22
	010	01	02	03	04	05	06														81.90
	011		02	03	04	05	06	07													66.10
	012	01	02	03	04	05	06	07													56.05
	013	01	02	03																	36.14
	015	01		03	04		06			10	12										62.43
	016	01	02	03																	36.05
	017	01	02	03	04	05															56.48
	018	01			04	05		08													39.09
	019	01																			13.39
	023	01	02	03																	40.31
	024	01	02	03	04																41.56
	025		02	03	04	05															58.77
	027	01	02	03	04																50.16
	028	01																			21.00
	030				04	05															24.92
	032				04																7.09
	033	01	02	03				07	08												66.63
	034			03	04	05															26.45
	037			03			06														19.57
	038	01	02	03	04																55.84
	039	01	02	03	04	05	06														62.64
	041				04	05	06	07													43.05
	042		02	03	04																41.56
	043	01	02	03	04	05															59.51
	044		02	03																	24.82
	045	01			04	05	06														39.40
	046	01	02	03	04	05															53.44
	047	01	02	03				07													30.28
	048	01	02	03	04	05	06														59.89
	049	01	02	03																	35.24
	050	01		03	04	05															36.59
	051					05	06														19.18
	052	01	02																		14.14
	053	01	02																		11.62
	054	01	02	03	04	05	06	07													63.55
	055	01	02		04																20.05
	056		02																		8.65
	057	01			04			07													38.50
	058							07	08	09											29.08
	059		02																		43.53
	060		02	03	04																15.75
	061	01																			32.28
	063		02	03	04																22.99
	064	01		03	04		06														26.75
	065	01	02	03		05		08													33.26
	066		02	03		05	06														36.12
	067	01	02	03						11											44.28
	068	01		03																	19.36
	069	01	02	03																	30.20
	070	01		03																	11.91
	071	01				05															15.48
	072	01	02	03	04																36.40
	073	01			04																62.10
	076			03	04																21.23
	077	01			04																34.39
	078	01	02	03	04	05															224.21
	079	01	02	03																	46.94
	080	01																			23.31
	081	01	02																		15.66
	082							07													9.15
	085	01	02	03	04	05		07	08												75.90
	086	01	02																		39.77
	089	01	02					07	08												39.84
	090	01	02	03	04			07													50.25
	091	01		03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13							133.54
	092	01	02	03	04	05	06	07	08		10		12	13							88.85
	093	01			04	05	06	07	08	09	10	11									72.93
	094	01	02	03	04			07	08		10										67.25
	095		02	03	04	05	06	07													46.60
	096	01	02	03			06			09											55.71
	097				04	05															17.73
	098	01	02	03	04	05															57.91
	099	01	02	03	04	05		07	08	09											63.88
	100	01	02	03	04	05	06	07													52.37

森林以外への土砂流出等に注意すべき森林

※準林班の一部を含む。



【表1】

三次市(旧作木村)

区分	区域																				合計(ha)
	林班	準林班																			
	001	01	02	03																	21.98
	002	01			04	05	06														29.08
	003		02																		10.10
	004		02	03	04	05		07			10	11	12								66.25
	005	01	02											13	14						24.40
	006	01		03	04				08	09	10	11									58.51
	007	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13							71.55
	008	01	02	03	04	05															44.19
	009	01		03	04																19.88
	010	01	02		04	05	06	07													41.02
	011	01	02	03	04	05	06	07	08	09											72.50
	012	01	02	03	04	05															42.82
	013				04	05															9.77
	014	01	02	03	04	05		07	08												62.68
	015	01	02	03	04	05		07	08	09	10	11	12	13	14	15					132.04
	016	01	02	03		05															108.66
	017	01	02	03						09	10										58.18
	018	01																			6.02
	019	01	02						08												12.16
	020	01	02	03	04	05															38.56
	021	01	02						08	09	10										28.64
	022						06	07													17.44
	025			03																	10.17
	026	01		03		05															13.31
	027	01	02		04																18.02
	028	01	02	03	04	05	06	07		09	10										45.97
	029	01	02	03	04	05	06	07	08												66.87
	030	01	02	03																	31.48
	031				04	05		07	08	09	10										46.17
	032		02			05															24.88
	033		02	03		05	06	07													43.39
	035						06	07	08	09	10	11									48.79
	036	01	02		04	05	06	07													47.99
	037	01	02	03																	26.03
	039				04	05	06	07													33.03
	040		02	03	04	05															24.28
	041			03	04	05	06	07		09	10										36.16
	042	01	02	03		05	06		08	09	10										43.97
	043	01		03	04	05	06														44.81
	044		02	03				07	08			11		13	14	15	16				50.26
	045	01	02	03	04					09	10	11									43.03
	046	01	02				06														15.32
	047	01	02	03	04	05	06	07		09	10	11	12								93.58
	048	01	02	03	04	05				09	10	11	12								70.69
	049	01	02	03	04	05		07													37.26
	050	01	02	03	04	05															53.87
	051							07	08	09											57.01
	052	01																			10.85
	053	01	02																		36.59
	054	01	02		04	05															34.26
	055		02	03		05	06				10										48.16
	056	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10										102.35
	057	01	02	03	04		06	07													54.11
	058		02	03			06														17.04
	059	01	02	03		05	06	07													49.99
	060	01	02		04		06	07													38.94
	061	01	02			05				09	10										36.22
	062			03	04																46.90
	063	01	02	03	04	05	06	07		09		11	12	13	14	15	16				96.77
	064	01	02	03	04			07													39.08
	065	01	02				06	07	08	09	10										43.97
	066						06		08	09											21.61
	067	01	02	03			06														47.66
	068	01	02		04		06														30.48
	069		02	03	04	05	06	07	08	09											38.01
	070	01	02	03		05		07	08	09											44.66
	071	01			04	05	06	07	08	09	10	11	12								83.02
	072	01	02		04	05															41.99
	073	01	02	03	04	05	06														46.30
	074	01	02	03																	28.28
	075			03	04	05						11									34.28
	076	01	02	03	04	05	06														53.04
	077	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11									86.87
	078	01	02																		57.76
	079	01	02	03	04																80.31
	080	01	02	03	04	05	06	07	08												60.51
	081	01	02	03	04																30.28
	082	01		03	04		06		08	09											48.98
	083	01	02	03	04	05	06	07	08	09											71.23
	084	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10										63.88
	085	01	02	03	04																41.07

森林以外への土砂流出等に注意すべき森林

※準林班の一部を含む。





【表1】

三次市(旧吉舎町)

区分	区域																			合計(ha)			
	林班	準林班																					
	084	01	02	03	04	05	06	07	08	09											53.85		
	085					05	06														14.63		
	086		02	03	04	05	06	07	08	09	10										63.80		
	087	01	02						08	09											29.63		
	088		02	03	04	05															29.37		
	089		02										13	14							30.87		
	090				04	05	06	07		09	11										32.00		
	091	01	02	03	04	05	06	07	08	09	11										46.36		
	092	01					06		08	09		11	12	13							41.04		
	093			03	04																16.20		
	094	01	02								10	11	12								24.86		
	095								09												12.73		
	096	01	02	03	04	05	06														37.46		
	097			03	04		06	07	08	09	10										50.85		
	099	01	02		04	05	06	07	08		10										53.16		
	100	01		03	04	05															19.26		
	101	01																			5.54		
	102				04	05															20.72		
	103	01	02	03	04		06														40.54		
森林以外への土砂流出等に注意すべき森林	104	01	02	03	04	05	06	07	08												44.40		
	105	01	02	03	04	05	06															50.05	
	106	01	02	03	04	05																37.08	
	107	01	02	03	04	05	06		08	09												37.34	
	108	01	02	03	04	05	06	07	08													44.25	
	109		02	03		05																14.88	
	110	01		03																		14.92	
	111		02	03	04	05	06		08	09	10											40.42	
	112	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11										60.34	
	113	01	02	03	04																		14.67
	115			03																			2.51
	116					05	06	07															21.93
	117	01	02	03	04	05	06	07															46.77
	118			03		05	06	07	08														34.16
	119	01	02	03	04						09												35.78
	120					05																	9.78
	121	01	02																				14.62
	122		02	03		05																	22.59
	123		02	03	04	05	06																38.09
	124	01	02	03	04		06	07	08														60.22
	125	01	02	03																			17.72
		計																					4,175.64

※準林班の一部を含む。





【表1】

三次市(旧三和町)

区分	区域																				合計(ha)	
	林班	準林班																				
森林以外への土砂流出等に注意すべき森林	098	01	02	03																		25.56
	099	01	02	03	04	05	06	07	08													73.70
	100				04																	9.61
	101	01			04	05	06															31.07
	102	01	02	03	04																	20.31
	103						06															9.55
	104	01	02																			16.82
	105	01	02	03	04																	32.73
	計																					2,620.32

※準林班の一部を含む。



【表2】

三次市(旧三次市)

区分	区域																				合計(ha)
	林班		準林班																		
	082	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12								56.84
	083	01	02	03	04	05	06	07	08												38.08
	084	01	02	03	04		06	07	08	09	10	11									33.80
	085	01	02	03	04	05	06	07													32.76
	086	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11									89.06
	087	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14						86.50
	088	01	02	03	04	05	06														31.14
	089	01	02	03	04	05	06	07	08	09											63.32
	090	01	02	03	04	05	06	07	08	09											64.21
	091	01	02	03	04	05	06	07	08												45.40
	092	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10										76.62
	093	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18		117.24
	094	01	02	03	04	05	06	07	08	09											53.90
	095	01	02	03	04	05		07	08	09											45.81
	096	01	02	03	04	05															15.48
	097	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15					75.15
	098	01	02	03	04	05															32.74
	099	01	02	03	04	05	06														35.88
	100	01	02	03	04	05		07	08												8.57
	101	01	02																		15.84
	102	01	02	03	04	05			08												23.17
	104	01																			6.35
	105	01	02	03																	88.12
	106	01	02	03	04	05	06	07	08												26.89
	107	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11									69.28
	108	01	02	03	04	05	06	07	08												44.05
	109	01	02	03	04	05	06														42.45
	110	01	02	03	04	05	06	07													37.38
	111	01	02	03																	16.62
	112	01	02	03	04	05	06														32.93
	113	01	02	03	04	05	06	07													49.43
	114	01	02	03	04	05	06	07													48.40
	115	01	02	03	04	05	06														24.80
	116	01	02	03	04	05	06														37.47
	117	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11									64.65
	118	01	02	03	04	05	06														31.84
	119	01	02	03	04	05															35.32
	120	01	02	03	04	05	06														38.62
	121	01		03	04	05	06	07													26.66
	122	01	02	03		05															32.49
	123	01	02	03	04	05															31.26
	124	01	02	03	04																24.94
	125	01	02	03	04	05															40.05
	126	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11									74.30
	127	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17			83.91
	128	01	02	03	04																37.52
	129	01	02	03	04	05	06	07													40.63
	130	01	02	03	04	05															30.81
	131	01	02	03	04	05	06														35.73
	132	01	02	03	04																22.27
	133	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14						82.14
	134	01	02	03																	16.70
	135	01	02	03	04																38.57
	136	01	02	03	04	05															34.75
	137	01	02	03	04	05	06	07													24.24
	138	01	02	03	04	05	06	07	08												73.66
	139	01	02	03	04	05	06	07	08												56.39
	140	01	02	03	04	05	06	07													34.03
	141	01	02	03	04	05	06	07	08												55.68
	142	01	02	03	04	05	06														48.87
	143	01	02	03	04	05	06														38.65
	144	01	02	03	04	05	06	07													46.70
	145	01	02	03	04	05	06	07	08	09											53.13
	146	01	02		04	05	06	07	08												35.27
	147	01	02	03																	20.10
	148	01	02	03	04	05	06	07													39.01
	149	01	02	03	04		06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16				107.98
	150	01	02	03	04																20.34
	151	01	02	03	04																14.22
	152	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10										64.21
	153	01	02	03	04	05	06														33.00
	154	01	02	03	04																28.89
	155	01	02	03	04	05	06	07	08	09											64.88
	156		02	03																	7.61
	157		02	03	04	05	06	07	08	09											51.05
	158	01	02	03	04	05	06														36.74
	159	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12								80.87
	160	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10										64.41
	161	01	02	03	04	05	06	07	08	09											50.05
	162	01	02	03																	19.64
	163	01	02	03	04																12.02

伐採の延長をすべき森林

【表2】

三次市(旧三次市)

区分	区域																								合計(ha)		
	林班		準林班																								
	164	01																								5.08	
	165	01																								9.52	
	166	01	02	03	04	05	06																			1.38	
	167	01	02	03	04	05																				10.02	
	168	01	02	03	04	05	06	07																		1.89	
	169	01	02																							7.45	
	170	01	02																							19.17	
	171	01	02	03																						14.31	
	172	01	02	03	04	05	06																			56.17	
	173	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12													88.42	
	174	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13												92.05	
	175	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	115.09	
	176	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10																61.03
	177	01	02	03	04	05																					34.79
	178	01	02	03	04	05	06	07	08	09																	73.18
	179	01																									5.71
	180	01	02	03	04	05	06																				49.05
	181	01	02	03	04	05																					42.35
	182	01	02	03	04	05	06																				45.01
	183	01	02	03																							44.57
	184	01	02	03	04	05	06	07																			56.60
	185	01	02																								22.70
	186	01	02	03	04	05																					45.79
	187	01	02	03	04	05	06	07	08																		55.86
	188	01	02	03	04	05	06																				52.92
	189	01	02																								18.80
	190	01	02	03	04	05	06	07	08	09																	74.77
	191	01	02	03	04	05	06	07	08	09																	50.73
	192	01	02	03																							23.14
	193	01	02	03	04	05																					45.23
	194	01	02	03																							29.00
	195	01	02	03																							24.78
	196	01	02	03																							26.07
	197	01	02	03																							20.89
	198	01	02	03	04	05	06	07																			56.06
	199	01	02	03	04	05																					49.88
	200	01	02	03	04	05	06	07	08																		72.06
	201	01	02	03																							32.46
	202	01	02	03	04	05	06																				48.67
	203	01	02	03	04	05	06																				39.78
伐採の延長をすべき森林	204	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10																60.29
	205	01	02	03	04	05																					24.50
	206	01	02	03	04	05	06	07	08	09																	62.59
	207	01	02	03		06																					12.10
	208	01	02	03	04	05																					15.20
	209	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14												58.42
	210	01	02	03	04	06																					15.68
	211	01	02	03	04	05	06																				13.02
	212	01	02	03	04	05																					14.89
	213	01	02	03	04	05	06	07	08	09																	57.75
	214	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10																46.56
	215	01	02	03	04	05	06																				38.91
	216	01	02	03	04																						24.12
	217	01	02	03	04																						27.74
	218	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12														63.71
	219	01	02	03	04																						28.75
	220	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11															81.88
	221	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11															46.12
	222	01	02		04	05		07	08																		11.11
	223	01	02																								13.87
	224	01	02	03	04	05	06	07																			43.96
	225	01	02	03		05	06																				31.75
	226	01	02	03	04	05	06	07	08	09																	50.74
	227	01	02	03																							20.98
	228	01	02	03	04																						29.01
	229	01	02	03	04	05	06	07																			39.74
	230	01	02	03	04	05																					29.14
	231	01	02	03	04	05	06	07																			39.76
	232	01	02	03	04	05	06	07	08	09																	48.02
	233	01	02	03	04																						26.06
	234	01	02	03	04	05																					30.72
	235	01	02	03	04																						22.24
	236	01	02	03	04	05	06	07																			45.68
	237	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10																57.34
	238	01	02	03	04	05	06																				57.65
	239	01	02	03	04	05																					40.86
	240	01	02	03	04	05	06	07																			40.56
	241	01	02	03	04	05	06	07																			53.37
	242	01	02	03	04																						35.39
	243	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11															65.54
	244	01	02	03	04	05	06	07	08	09																	65.34

※準林班の一部を含む。

【表2】

三次市(旧三次市)

区分	区域																							合計(ha)		
	林班		準林班																							
	245	01	02	03	04	05	06	07	08	09															53.24	
	246	01	02	03																					27.67	
	247	01	02	03	04	05	06	07																	44.72	
	248	01	02	03	04	05	06	07	08																40.74	
	249	01	02	03	04	05	06																		51.76	
	250	01	02	03	04	05	06	07	08	09															65.42	
	251	01	02	03	04	05	06																		49.56	
	252	01	02	03	04	05	06																		46.79	
	253	01	02	03	04	05																			34.78	
	254	01	02	03	04																				39.61	
	255	01	02	03	04	05																			33.71	
	256	01	02	03	04	05																			35.16	
	257	01	02	03	04	05																			30.31	
	258	01	02	03	04	05	06	07																	53.59	
	259	01	02	03																					20.16	
	260	01	02	03	04	05	06	07																	38.54	
	261	01	02	03	04																				26.71	
	262	01	02	03	04	05																			32.26	
	263	01	02	03	04	05	06																		35.61	
	264	01	02	03	04	05																			46.39	
	265	01	02	03	04	05																			37.16	
	266	01	02	03	04	05	06																		36.62	
	267	01	02	03	04	05	06																		51.09	
	268	01	02	03																					20.11	
	269	01	02	03	04	05	06																		36.59	
	270	01	02	03	04	05	06	07																	46.87	
	271	01	02	03	04	05	06	07																	53.24	
	272	01																							3.68	
	273	01			04	05	06	07		09															15.55	
	274			03	04	05	06																		6.62	
	275		02	03	04	05	06	07	08	09															12.28	
	276	01	02	03	04	05	06	07	08																24.27	
	277	01	02	03	04	05	06	07																	53.30	
	278	01	02	03	04	05	06	07																	35.74	
	279	01	02	03	04	05	06	07																	77.23	
	280	01	02	03	04	05	06	07																	48.43	
	281	01	02	03	04	05	06	07																	59.93	
	282	01	02	03	04	05	06	07	08	09															61.07	
	283	01	02																						17.54	
	284	01	02	03	04	05	06	07	08	09		11	12												60.24	
	285	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10														49.33	
	286	01	02	03	04	05	06	07	08																52.25	
	287	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10														54.32	
	288	01	02	03	04	05	06																		36.21	
	289	01	02	03	04	05	06																		53.39	
	290	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	120.41	
	291	01	02	03	04	05	06	07	08	09																58.28
	292	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10														79.43	
	293	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10														67.64	
	294	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12												136.37	
	295	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14										115.52	
	296	01	02	03	04																				23.26	
	297	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10														76.94	
	298	01	02	03	04																				41.46	
	299	01	02																						16.47	
	300	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12												77.44	
	301	01	02	03	04	05	06	07	08	09															60.51	
	302	01	02	03	04	05	06																		28.49	
	303	01	02	03	04	05	06																		43.10	
	304	01	02	03	04	05	06	07																	41.73	
	305	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13											49.85	
	306	01	02	03	04																				17.44	
	307	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10														54.32	
	308	01	02	03	04	05	06	07	08	09															28.58	
	309	01	02	03	04	05	06																		23.68	
	310	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14										44.84	
	311	01	02	03	04	05	06	07	08																38.18	
	312	01	02	03	04	05	06	07	08	09															50.59	
	313	01	02	03	04	05	06																		39.25	
	314	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10														51.99	
	315	01	02	03	04	05	06	07																	39.65	
	316	01	02	03	04	05	06	07	08																59.33	
	317	01	02	03	04	05	06																		35.75	
	318	01	02	03	04	05	06	07	08																41.66	
	319	01	02	03	04	05	06	07	08	09															27.77	
	320	01	02	03	04	05	06																		22.88	
	321	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10														53.01	
	322	01	02	03	04	05	06																		17.23	
	323	01	02	03	04	05	06	07	08	09															40.22	
	324	01	02	03	04	05	06																		66.16	
	325	01	02	03	04																				29.27	

伐採の延長をすべき森林

【表2】

三次市(旧三次市)

区分	区域																				合計(ha)	
	林班		準林班																			
伐採の延長をすべき森林	326	01	02	03	04	05															19.59	
	327	01	02	03	04	05	06	07	08													41.54
	328	01	02	03	04	05																38.38
	329	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18			159.17
	330	01	02	03	04	05	06	07	08	09												54.31
	331	01	02	03	04	05	06	07	08													35.92
	332	01	02	03	04																	15.68
	333	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10											60.33
	334	01	02	03	04	05	06															43.07
	335	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11										68.06
	336	01	02	03	04	05																33.68
	337	01	02	03	04	05	06															41.06
		計																				15,134.63
長伐期施業を推進すべき森林	001	01								10											4.33	
	002	01																			0.74	
	003		02	03						10								17				15.94
	004	01			04	05									15			17				10.98
	017		02				06	07														5.81
	018	01	02																			4.50
	044							07														13.49
	045						06															1.10
	046				04	05					11			14								3.28
	050							07														2.62
	055					05																0.74
	058	01																				1.02
	060				04																	0.41
	061	01					06															0.54
	066										12											0.04
	067	01	02	03																		4.50
	068				04	05																0.95
	086		02		04																	3.00
	094					05																2.52
	097				04																	0.56
	099		02			05																2.18
	100				04																	2.04
	119	01			04																	1.97
	121						06															2.26
	122		02																			3.73
	129					05																1.65
	136	01																				0.82
	137		02																			0.35
	141				04	05																0.36
	148		02		04	05																8.35
	154		02	03	04																	2.24
	156		02																			0.99
	157					05			08													0.42
	160		02							10												2.37
	161								08	09												12.16
	168				04	05	06															1.70
	169		02																			3.09
	170	01																				0.44
	172		02	03	04																	16.23
	175													14		16		20	24			16.69
	176				04		06			09												7.12
	179	01	02																			3.02
	183		02																			0.03
	186					05																5.40
	187	01																				1.18
201		02																			0.68	
213								08													0.43	
217	01	02	03																		3.80	
224						06															1.49	
227	01	02																			0.75	
228				03																	1.88	
229	01					06															3.65	
234		02																			3.85	
235	01																				3.16	
240	01			04				07													4.80	
249	01																				2.45	
260	01	02						07													6.44	
267				04	05																4.36	
268	01																				3.28	
272	01	02	03	04	05	06	07														35.60	
273	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10											47.10	
274	01	02	03	04	05	06	07														38.37	
275	01	02	03	04	05	06	07	08	09												56.65	
276	01	02	03	04	05	06															26.39	
282									09												6.09	
289		02																			0.37	
290					05																0.50	
291					05																10.81	

※準林班の一部を含む。



【表2】

三次市(旧甲奴町)

区分	区域																				合計(ha)
	林班		準林班																		
	001	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11									57.91
	002	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11									57.02
	003	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10										52.54
	004	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12								53.77
	005	01	02	03	04	05	06	07	08												50.48
	006	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11									41.25
	007	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10										52.36
	008	01	02	03	04	05	06	07	08												46.46
	009	01	02	03	04	05	06	07	08												48.70
	010	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11									71.59
	011		02	03	04		06		08												4.71
	012	01		03	04	05	06	07		09											5.28
	013				04	05			08												0.63
	014	01	02	03	04	05	06	07	08	09											55.28
	015	01	02	03	04	05	06														37.69
	016	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15					50.32
	017	01	02	03	04	05	06														34.91
	018	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15					51.39
	019	01	02	03	04	05	06	07	08	09											41.96
	020	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12								30.08
	021	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12								50.62
	022	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11									59.28
	023	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10										52.44
	024	01	02	03	04	05	06														26.89
	025	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11									56.64
	026	01	02	03	04	05	06														35.24
	027	01	02	03	04	05	06														43.34
	028	01	02	03	04	05	06														37.19
	029	01	02	03	04	05															36.70
	030	01	02	03	04	05															32.19
	031	01	02	03																	16.45
	032	01	02	03	04	05	06														31.62
	033	01	02	03	04	05	06														45.41
	034	01	02	03	04	05	06	07	08												57.94
	035	01	02	03	04	05	06	07													45.13
	036	01	02	03	04	05	06	07													46.08
	037	01	02																		15.90
	038	01	02																		5.65
	039	01	02	03	04	05	06	07	08												56.39
	040	01	02	03																	23.02
伐採の延長をすべき森林	041	01	02	03	04	05	06														49.59
	042	01	02	03	04	05	06														45.25
	043	01	02	03	04	05															34.24
	044	01	02	03																	11.47
	045	01	02	03	04	05															14.21
	046	01			04	05	06														18.37
	047	01	02	03	04																20.15
	048	01	02	03	04	05															19.54
	049	01	02	03	04	05	06														37.69
	050	01	02	03	04																29.06
	051	01	02	03	04	05	06														37.02
	052	01	02	03	04	05	06														24.49
	053	01	02																		6.77
	054	01	02	03	04	05	06	07													24.01
	055	01	02	03	04																23.84
	056	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10										58.20
	057	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11									54.03
	058	01	02	03	04	05	06	07	08												45.91
	059	01	02	03	04	05															23.53
	060	01	02	03	04	05	06	07	08	09											61.63
	061	01	02	03	04																15.70
	062	01	02	03	04																23.10
	063	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10										75.40
	064	01	02	03	04	05	06														35.51
	065	01	02	03	04	05	06	07	08	09											51.56
	066	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11									77.57
	067	01	02	03	04	05															25.16
	068	01	02	03	04	05	06														28.33
	069	01	02	03	04																21.90
	070	01	02	03	04	05															21.61
	071	01		03	04	05	06	07	08	09	10	11	12								55.74
	072	01																			3.40
	073	01	02		04	05	06	07		09	10	11	12	13	14						67.91
	074	01	02	03	04	05															34.50
	075	01	02	03	04	05	06														18.12
	076	01	02	03	04	05	06	07													41.10
	077	01	02	03	04	05	06														35.92
	078	01	02	03	04	05															28.49
	079	01	02	03	04	05															35.73
	080	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13							90.33
	081	01	02	03	04	05	06														41.74

【表2】

三次市(旧甲奴町)

区分	区域																			合計(ha)
	林班		準林班																	
伐採の延長をすべき森林	082	01	02	03	04	05	06	07												52.04
	083	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11								59.12
	084	01	02	03	04	05														19.62
	085	01	02	03	04	05														24.38
	086	01	02																	6.42
	087	01	02	03	04	05	06	07												31.35
	088	01	02	03	04	05		07	08	09										33.44
	089	01	02		04	05														18.47
	090	01	02	03	04	05	06	07	08											50.82
	091	01	02	03	04															17.52
	092	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13						45.47
	093	01	02	03	04	05	06													34.56
	094	01	02		04		06													8.45
	095	01	02	03		05	06	07	08											38.04
	096	01	02	03	04	05														30.43
	097	01	02	03	04	05	06													23.74
	098	01	02	03	04	05	06													29.06
	099	01	02	03	04	05	06	07	08	09										45.13
	100	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10									60.86
	101	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10									53.58
102	01	02																	8.24	
103	01	02	03	04	05	06													32.42	
104	01	02	03	04	05	06	07	08											44.54	
105	01	02	03	04	05	06													32.67	
106	01	02	03	04	05	06	07												30.98	
107	01	02	03	04	05	06	07	08	09										42.33	
108	01	02	03																19.81	
109	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13						67.47	
110	01	02	03	04	05	06	07	08	09										41.95	
111	01	02	03	04	05	06													33.60	
112	01	02	03	04	05	06													38.59	
113	01	02	03	04	05	06													39.81	
114	01	02	03	04	05														26.80	
115	01	02	03	04	05	06	07												39.64	
116	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12							75.28	
117	01	02	03	04	05														28.26	
118	01	02	03	04	05	06													45.52	
119	01	02	03	04	05	06	07	08											40.75	
120	01	02	03	04	05	06													37.20	
計																			4,494.63	
長伐期施業を推進すべき森林	005				05	07													2.09	
	006			03	04	05													4.58	
	011	01	02		04	05	06	07	08	09									48.65	
	012	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11							45.52	
	013	01	02	03	04	05	06	07	08										37.14	
	015					06													0.14	
	016	01	02		04	05	06				10	12							9.42	
	028	01																	3.68	
	038		02																2.33	
	043	01	02		04														2.80	
	044	01	02	03															11.31	
	045	01	02	03	04														15.54	
	046	01	02	03															20.67	
	047			03	04														1.75	
	048	01	02		04	05													8.66	
	052	01		03	04														1.75	
	053	01																	1.31	
	054	01	02	03	04	05	06	07											11.34	
	055	01	02	03	04														8.89	
	056	01					06		08	10									1.57	
057		02	03	04														2.76		
068		02		04		06												5.14		
070	01	02	03															2.41		
071						06					12							1.08		
082	01																	0.02		
083		02								10	11							2.35		
118		02																1.81		
計																		254.71		
複層林施業を推進すべき森林	003	01	02																0.76	
	004						06	07		10									0.93	
	011								08										0.32	
	012					05													0.03	
	016					05				10	12								0.12	
	032					05													2.47	
	040	01																	2.28	
	048	01																	2.36	
	057					05													0.21	
	058						06	07											0.32	
071	01	02	03							10								13.22		
073			03		05			08			12	13						21.10		
計																		44.12		

※準林班の一部を含む。

【表2】

三次市(旧甲奴町)

区分		区域		合計(ha)
		林班	準林班	
伐採の延長をすべき森林	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし		
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし		







【表2】

三次市(旧布野村)

区分	区域																				合計(ha)	
	林班		準林班																			
伐採の延長をすべき森林	083	01																			5.69	
	084	01																			19.83	
	085	01	02	03	04	05	06	07	08												88.51	
	086	01	02	03	04																57.83	
	087	01	02	03																	52.74	
	088	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	206.31
	089	01	02					07	08													7.68
	090	01	02	03	04		06	07														24.48
	091	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14							160.16
	092	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13								88.52
	093	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11										94.60
	094	01	02	03	04	05	06	07	08		10											78.70
	095	01	02	03	04	05	06	07														58.70
	096	01	02	03	04	05	06			09												84.40
	097	01	02	03	04	05																50.00
	098	01	02	03	04	05																30.08
	099	01		03	04	05		07	08	09												47.51
	100	01																				4.06
	102	01	02	03	04	05	06															42.94
	103	01	02	03	04	05	06	07														54.91
	104	01	02	03	04																	38.84
	105	01	02	03	04	05	06	07	08													91.22
	106	01																				31.43
	107	01	02	03	04	05	06															60.56
	108	01	02	03	04	05	06	07														70.12
	109	01	02	03	04	05	06	07	08													100.32
110	01	02	03	04	05	06	07														49.89	
111	01	02	03																		25.20	
112	01	02	03	04																	43.15	
113			03	04	05	06	07														56.50	
114	01	02	03	04	05	06															60.65	
115	01	02	03	04	05																52.38	
116	01	02	03	04	05	06	07														62.83	
計																					5,891.78	
長伐期施業を推進すべき森林	003	01	02	03																	8.83	
	006	01																			3.26	
	010			03	04	05															10.24	
	012			03	04		06	07													17.37	
	016			03																	1.47	
	017	01	02		04																15.92	
	023	01																			2.63	
	034			03	04	05															7.17	
	038		02	03																	5.06	
	039		02		04																3.76	
	041						06														0.15	
	045	01				05															20.80	
	046		02		04																5.40	
	048			04	05																2.62	
	054				05	06															11.88	
	055		02		04																1.34	
	056		02																		0.10	
	057	01																			4.41	
	058							07													0.79	
	085				04	05															3.91	
	092				04		06														8.98	
	095							07													0.67	
	096	01					06														1.07	
	098	01		03	04	05															27.83	
	099	01	02	03																	16.37	
	100		02	03	04	05	06	07													47.75	
101	01	02	03	04	05	06	07	08	09											86.70		
103		02	03																	9.87		
104			03	04																6.24		
110					05	06														12.00		
112				04																1.56		
113			02																	0.43		
計																					346.58	
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	002	01	02																	0.46	
		003	01		03																4.87	
		009			03		05	06													1.16	
		010	01	02																	1.01	
		011						06	07												0.11	
		013	01																			
		015	01									12									1.62	
		016			03																0.13	
		017			03		05														2.99	
		018	01			04	05			08											3.50	
		023		02																	1.75	
		025					05														0.32	
		059		02																	3.64	
072				04															2.41			

※準林班の一部を含む。



【表2】

三次市(旧作木村)

区分	区域																				合計(ha)
	林班				準林班																
	001	01	02	03																	17.60
	002	01	02		04	05	06	07													47.98
	003	01	02	03	04																41.57
	004	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12								80.20
	005	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14						90.44
	006	01	02	03	04	05			08	09	10	11									46.44
	007	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13							59.73
	008	01	02	03	04	05															44.19
	009	01	02	03	04																29.93
	010	01	02	03	04	05	06	07													45.56
	011	01	02	03	04	05	06	07	08	09											59.79
	012	01	02	03	04	05															42.82
	013	01	02	03	04	05	06														40.80
	014	01	02	03	04	05	06	07	08												70.23
	015	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15					134.72
	016	01	02	03		05															108.66
	017	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10										67.22
	018	01	02	03		05	06	07													35.44
	019	01	02	03	04	05	06	07	08												41.87
	020	01	02	03	04	05															38.56
	021	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10										66.86
	022	01	02	03		05	06	07													42.03
	023	01	02	03	04																57.65
	024	01	02	03	04	05															56.25
	025	01	02	03																	46.87
	026	01	02	03	04	05	06														33.95
	027	01	02	03	04	05															26.16
	028	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10										44.38
	029	01	02	03	04	05		07		09											25.12
	030	01	02	03	04	05															41.06
	031	01	02	03	04	05				09	10										46.91
	032					05															5.72
	034	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12								83.93
	035											11	12								0.32
	036	01	02	03	04	05	06	07	08												50.42
	037	01	02	03	04	05	06	07													60.44
	038								09												4.05
	039	01	02	03	04	05	06	07													32.39
	040	01	02	03	04	05	06														34.09
伐採の延長をすべき森林	041	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10										51.56
	042	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10										59.99
	043	01		03	04	05	06														44.81
	044	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17			81.98
	045	01	02	03	04		06	07	08	09	10	11									64.93
	046	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11									55.63
	047	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12								96.68
	048	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12								90.85
	049	01	02	03	04	05	06	07													41.23
	050	01	02	03	04	05															37.20
	051	01	02	03	04				08	09											64.55
	052	01	02	03	04	05															28.24
	053	01	02																		36.58
	054	01	02	03	04	05	06														52.48
	055	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10										83.06
	056	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10										102.35
	057	01	02	03	04	05	06	07													61.17
	058	01	02	03	04	05	06														28.38
	059	01	02	03	04	05	06														38.78
	060	01	02	03	04	05	06	07													51.58
	061	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14						97.11
	062	01	02	03	04																67.40
	063	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16				85.48
	064	01	02	03	04	05		07													36.85
	065	01	02	03	04	05		07	08	09	10										37.85
	066								08	09											15.72
	067	01	02	03	04	05	06														67.71
	068	01	02	03	04	05	06														30.45
	069		02	03	04	05		07	08	09											11.25
	070	01		03	04	05	06	07	08	09											24.00
	071	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12								87.13
	072	01	02	03	04	05															52.95
	073	01	02	03	04	05	06														46.19
	074	01	02	03																	26.73
	075	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11									98.74
	076	01	02	03	04	05	06														53.04
	077	01	02	03	04		06	07	08	09	10	11									53.96
	078	01	02																		57.76
	079	01	02	03	04	05															54.53
	080	01	02	03	04	05	06	07	08												60.51
	081	01	02	03	04																27.28
	082	01	02	03	04	05	06	07	08	09											59.41

※準林班の一部を含む。

【表2】

三次市(旧作木村)

区分	区域																				合計(ha)
	林班		準林班																		
伐採の延長をすべき森林	083	01	02	03	04	05	06	07	08	09											46.12
	084	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10										58.58
	085	01		03	04																20.64
	086	01	02	03	04	05	06	07													46.46
	087	01	02	03	04	05															47.42
	088	01	02	03	04		06	07	08	09											38.40
	089	01	02																		48.36
	090		02	03																	47.39
	091	01	02	03	04	05															53.95
	092	01	02	03	04	05	06	07													46.75
	093	01	02	03	04	05															61.87
	094	01	02	03	04																61.25
	095	01		03	04	05	06	07	08	09											40.68
	096	01	02	03	04	05	06	07	08	09											38.17
	097	01	02	03	04	05	06	07	08												63.89
	098	01	02	03																	28.21
	099	01	02	03																	13.77
	100	01	02	03	04	05	06	07	08	09											37.70
	101	01	02	03	04	05	06	07	08	09											43.08
	102	01	02	03	04	05	06														42.77
	103	01	02	03	04	05	06	07	08												65.53
	104	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17			96.78
	105	01	02	03	04		06	07	08												90.72
	106	01	02	03	04																25.08
	107	01		03	04	05	06	07	08	09											53.27
	108	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10										54.65
	109	01	02	03	04	05	06	07													44.31
	110	01	02	03	04	05															38.42
	111	01	02	03	04	05	06	07													62.91
	112	01	02	03																	32.82
113		02	03		05	06	07	08	09											68.59	
114	01	02	03	04	05															30.25	
115	01																			49.83	
116	01	02	03	04																55.01	
117	01																			73.53	
118				04																5.58	
119	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10										72.90	
120	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11									75.42	
121	01	02	03	04	05	06	07													24.73	
122	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15					104.82	
123	01	02	03	04	05	06	07	08												45.28	
計																					6,282.32
長伐期施業を推進すべき森林	001	01	02																	3.72	
	007				05	07														6.88	
	011			04	05	06														5.64	
	015							08												0.09	
	021								09	10										1.70	
	041					06		08	09	10										5.10	
	053		02																	0.01	
	058					06														0.95	
	062				04															0.65	
	063	01	02									12		15						1.56	
	069			03																0.08	
	071				04															5.50	
	074	01	02	03																0.32	
	077		02	03	04		06			10										7.63	
	084					06														2.58	
	086		02																	0.02	
	088	01	02																	3.43	
	091					05														0.31	
	092	01																		0.60	
	095									09										3.78	
099		02	03																5.84		
100				04		06	07												7.59		
101			03	04	05														1.72		
102						06													0.24		
103	01				05														1.19		
104												13							0.15		
113							07												15.58		
計																					82.86
複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	001		02																	0.66	
	005												14							3.54	
	006											11								2.66	
	007	01	02	03						10										4.94	
	011			03					08											7.07	
	015	01	02																	0.69	
	028	01																		2.73	
	038				04		06													2.11	
	059	01	02	03																4.46	
	062			03																0.04	
063												13	15						1.32		

※準林班の一部を含む。



【表2】

三次市(旧吉舎町)

区分	区域																				合計 (ha)		
	林班		準林班																				
	001	01		03	04	05																6.12	
	002	01	02	03	04	05																14.10	
	003	01	02	03	04	05	06	07	08	09												48.29	
	004	01	02	03	04	05																28.87	
	005	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10											76.37	
	006	01		03	04	05	06															9.20	
	007	01			04	05	06															9.58	
	008	01	02	03	04	05	06	07														47.98	
	009	01	02		04	05																23.04	
	010	01	02	03	04	05	06	07														36.77	
	011	01	02	03	04	05	06	07														34.23	
	012	01	02	03	04	05	06	07														21.74	
	013	01	02	03	04	05	06															36.28	
	014	01	02	03	04	05	06	07		09	10	11										62.42	
	015	01	02		04	05	06	07														28.91	
	016	01	02	03	04	05	06	07	08													48.54	
	017	01	02	03	04	05	06															28.53	
	018	01	02	03	04	05	06	07														22.69	
	019	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17				77.28	
	020	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13								70.47	
	021	01	02	03	04	05	06	07	08	09												38.51	
	022	01	02	03	04	05	06	07	08													54.95	
	023	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10		12	13								59.85	
	024	01	02	03	04	05	06	07	08	09												42.91	
	025	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10											36.73	
	026	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10											41.25	
	027	01	02	03	04	05	06	07	08	09												37.59	
	028	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12									65.79	
	029	01	02	03	04	05	06	07		09	10	11	12	13	14	15						71.60	
	030	01	02	03	04	05	06	07			10	11										39.47	
	031	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12									52.38	
	032	01	02	03	04	05	06	07	08	09												42.87	
	033	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12									82.15	
	034	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14							67.71	
	035	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11										54.22	
	036	01	02	03	04	05	06	07	08	09												57.13	
	037	01	02	03	04	05	06	07	08													86.10	
	038	01	02	03																		23.28	
	039	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13								78.21	
	040	01	02	03	04	05																45.53	
伐採の延長をすべき森林	041	01	02	03	04																	60.42	
	042	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12									69.19	
	043	01	02	03	04	05		07														62.43	
	044	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12									68.27	
	045	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11										66.35	
	046	01	02	03	04	05																33.51	
	047	01	02	03	04																	24.60	
	048	01	02	03	04	05																34.06	
	049	01	02	03	04																	36.48	
	050	01	02	03	04	05	06															53.65	
	051	01	02	03	04																	34.43	
	052	01	02	03	04	05	06	07														42.61	
	053	01	02	03	04	05	06															31.67	
	054	01	02	03	04	05	06	07	08													51.01	
	055	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12									70.09	
	056	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10											52.43	
	057	01	02	03	04	05	06															46.60	
	058	01	02	03	04	05																41.09	
	059	01	02		04	05	06	07	08	09												43.82	
	060	01	02	03	04	05	06	07	08	09												44.31	
	061	01	02	03	04	05	06	07	08													46.09	
	062	01	02	03	04	05	06															21.95	
	063	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13								76.18	
	064	01	02	03	04	05	06		08	09	10	11	12	13	14							67.69	
	065	01	02	03	04	05																24.16	
	066	01	02																			44.00	
	067	01	02	03	04	05	06	07	08													46.92	
	068	01	02	03	04	05																51.44	
	069	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11										75.61	
	070	01	02	03	04	05	06															43.13	
	071	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16					48.54	
	072	01	02	03	04	05	06	07														37.79	
	073	01	02	03	04	05	06	07	08	09												40.72	
	074	01	02	03	04	05	06	07	08	09												39.60	
	075	01	02	03	04	05	06	07	08	09												63.91	
	076	01	02	03	04	05	06	07	08													43.94	
	077	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14							60.12	
	078	01	02	03	04	05	06	07	08		10	11	12	13	14	15	16					59.70	
	079	01	02	03	04																		44.29
	080	01	02	03	04	05	06	07	08	09												64.22	
	081	01	02	03	04	05	06	07															52.91

※準林班の一部を含む。

【表2】

三次市(旧吉舎町)

区分	区域																				合計 (ha)
	林班	準林班																			
	082	01	02	03	04	05		07	08	09	10										62.87
	083	01	02	03	04	05	06														77.84
	084	01	02	03	04	05	06	07	08	09											66.20
	085	01	02	03	04	05	06														35.28
	086	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13							94.38
	087	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10										64.17
	088	01	02	03	04	05	06														42.44
	089	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14						87.96
	090	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11									52.43
	091	01	02	03	04	05	06	07	08	09		11	12	13							53.80
	092	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13							62.00
	093	01	02	03	04	05	06	07	08												57.89
	094	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12								54.17
	095	01	02	03	04	05	06	07	08	09											61.25
	096	01	02	03	04	05	06	07													39.17
	097	01	02	03	04		06	07	08	09	10										63.16
	098	01	02	03	04	05	06	07	08	09											50.48
	099	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10										63.72
	100	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10										45.02
	101	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17			93.75
	102	01	02	03	04	05															40.91
	103	01	02	03	04	05	06														41.73
伐採の延長をすべき森林	104	01	02	03	04	05	06	07	08												42.14
	105		02	03	04	05	06														35.97
	106	01	02	03	04	05															25.72
	107	01	02	03	04	05	06	07	08	09											43.75
	108	01	02	03	04	05	06	07	08												44.25
	109	01	02	03	04	05	06	07													33.89
	110	01	02	03	04	05	06														31.60
	111	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10										51.50
	112	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11									37.09
	113	01	02	03	04	05	06	07	08	09											39.43
	114	01	02	03	04	05	06	07	08												43.96
	115	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13							65.16
	116	01	02	03	04	05	06	07	08												29.02
	117	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10										65.47
	118	01	02	03	04	05	06	07	08												55.57
	119	01	02	03	04	05	06	07	08	09											66.98
	120	01	02	03	04	05	06	07	08												44.89
	121	01	02	03																	22.49
	122	01	02	03	04	05	06														49.96
	123	01	02	03	04	05	06	07													54.19
	124	01	02	03	04	05	06	07	08												70.11
	125	01	02	03																	17.72
	計																				6,111.05
	002		02		04	05															8.79
	003	01	02					07	08												3.42
	007				04	05															9.30
	012					05															0.63
	014	01	02									11									8.96
	015		02	03	04																15.07
	018	01	02	03	04																9.31
	019															15	16				0.08
	021								08												0.14
	025				04	05					10										5.85
	027					05			08												5.32
	028				04	05		07	08				12								8.29
	029	01	02				06														10.26
	030				04				08	09	10										10.84
	031							07	08												7.98
	032		02	03	04																1.54
	033										10										1.97
長伐期施業を推進すべき森林	034	01	02	03		05	06			09	10										12.23
	035					05	06	07													2.58
	042								08				12								2.11
	047		02	03	04																9.76
	052	01			04																2.80
	063								08	09											3.66
	065	01				05															4.19
	068				04																0.27
	071	01	02	03																	0.61
	076							07													5.68
	077		02	03																	4.46
	082		02																		2.24
	088					05															1.22
	091				05	06															4.26
	094										10										0.19
	103				04		06														2.09
	105	01	02	03	04																13.02
	106		02																		10.75
	110	01																			0.29

※準林班の一部を含む。

【表2】

三次市(旧吉舎町)

区分	区域																合計 (ha)
	林班		準林班														
長伐期施業を推進すべき森林	112					06	07	08									23.25
	113	01	03														2.79
	116						07										1.10
	計																217.30
複層林施業を推進すべき森林	001	01															0.02
	002	01															1.89
	003	01	02														0.02
	006	01	02														8.67
	022					06											0.12
	023		02	04													0.56
	031						08		10	11							0.37
	032					06	07	08									0.33
	042										12						0.13
	079			04													0.03
	082								10								2.51
	083	01															3.23
	084		02	03	04		07	09									4.08
	086					06	07										0.65
	087							09									0.33
	093			04													0.23
	094										12						0.90
	096	01															0.48
104			04	05	06											2.26	
105			04	05	06											1.06	
106	01		04	05												0.61	
計																28.48	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		該当なし														
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし															

※準林班の一部を含む。

【表2】

三次市(旧三良坂町)

区分	区域																						合計(ha)
	林班		準林班																				
伐採の延長をすべき森林	001	01	02	03	04	05	06	07															34.75
	002	01	02	03	04	05	06																67.03
	003	01	02	03	04	05	06																39.04
	004	01	02	03	04	05	06	07															30.91
	005	01	02	03	04	05	06																29.50
	006	01	02	03	04	05	06	07															36.01
	007	01	02	03	04	05	06	07	08	09													60.23
	008	01	02	03	04	05																	22.51
	009	01	02	03	04	05	06																31.93
	010	01	02	03	04																		21.08
	011	01	02	03	04	05	06	07															35.68
	012	01	02	03	04	05	06	07															35.89
	013	01	02	03	04	05	06	07	08														42.25
	014	01	02	03	04	05																	36.86
	015	01	02	03	04	05	06	07	08														44.99
	016	01	02	03	04	05																	21.32
	017	01	02	03	04																		15.14
	018	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10												61.51
	019	01	02	03	04	05	06																34.86
	020	01	02	03	04	05	06	07	08	09													45.97
	021	01	02	03	04	05	06																29.84
	022	01	02	03	04	05																	22.01
	023	01		03	04	05	06																30.48
	024	01	02	03	04	05	06																15.29
	025	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11											44.39
	026	01	02	03	04																		21.77
	027	01	02	03	04	05	06	07	08														35.26
	028	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10												61.10
	029	01	02	03	04	05	06																28.11
	030	01	02	03	04	05	06	07	08	09													44.48
	031	01	02	03	04	05	06																39.32
	032	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10												59.73
	033	01	02	03	04																		22.80
	034	01	02	03	04																		20.63
	035	01	02	03	04	05	06	07	08	09													42.86
	036	01	02	03	04	05	06	07															34.05
	037	01	02	03	04	05	06																41.00
	038	01	02	03	04	05																	44.96
	039	01	02	03	04	05	06	07															78.70
	040	01	02	03	04	05	06	07	08	09													43.53
	041	01	02	03	04	05	06	07	08														36.95
	042	01	02	03	04	05	06	07															35.24
	043	01	02	03	04	05	06																31.54
	044	01	02	03	04	05	06	07	08	09													40.24
	045	01	02	03	04																		31.08
	046	01	02	03	04	05	06																25.85
	047	01	02	03	04	05	06	07	08	09													45.07
	048	01	02	03	04	05	06	07															31.96
	049	01	02	03	04	05	06																36.48
	050	01	02	03	04	05	06	07															43.04
	051	01	02	03	04	05																	27.76
	052	01	02	03	04	05	06																31.83
	053	01	02	03	04	05	06	07	08														36.40
	054		02	03	04	05																	19.25
	055	01	02	03	04	05	06	07															38.65
	056	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11											45.01
	057	01	02	03	04	05	06	07															26.18
	058	01	02	03	04	05	06	07	08														42.05
	059	01	02	03	04	05																	28.70
	060	01	02	03	04	05	06	07															67.36
	061	01	02	03	04	05	06	07	08	09													48.68
	062	01	02	03	04	05	06	07	08														30.18
	063	01	02	03	04	05	06																29.18
	064	01	02	03	04	05	06	07	08	09													36.13
	065	01	02	03	04	05																	31.98
	066	01	02	03	04	05	06	07	08														27.66
	067	01	02	03		05	06	07	08	09	10												32.66
	068	01	02	03				07	08	09													17.03
	069	01		03	04	05		07	08	09													29.91
	070	01	02	03	04	05																	23.50
	071	01	02	03	04	05	06	07															34.14
	072	01	02	03	04	05	06	07			10	11	12										46.57
	073	01	02																				3.91
計																						2,619.94	
長伐期施業を推進すべき森林	001		02																			2.46	
	008		02		04																		2.30
	010	01																				2.87	
	011							07															0.40
	017		02																				1.69
	021				03																		1.20
027						06																1.66	

※準林班の一部を含む。

【表2】

三次市(旧三良坂町)

区分	区域																				合計(ha)
	林班	準林班																			
長伐期施業を推進すべき森林	032		02	03																	1.83
	038			03																	0.33
	044								08												0.71
	046	01	02																		5.65
	053						06														0.59
	057	01																			6.93
	058									09											4.11
	062						06														5.05
	064	01	02	03						08											8.18
	065			03	04																4.22
	計																				50.18
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)		009				06														0.22
	計																				0.22
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし																			
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし																			

※準林班の一部を含む。

【表2】

三次市(旧三和町)

区分	区域																						合計(ha)
	林班		準林班																				
	001	01	02	03	04	05	06																40.13
	002	01	02	03	04	05	06	07	08														49.82
	003	01	02	03	04	05																	23.65
	004	01	02	03	04	05	06																45.21
	005	01	02	03																			25.93
	006	01	02	03	04																		28.49
	007								09														5.76
	008	01	02	03	04	05	06																49.51
	009	01	02	03	04	05	06																47.76
	010	01	02	03																			22.28
	011	01	02	03	04	05	06	07	08	09													70.94
	012	01	02	03	04																		35.75
	013	01	02	03	04	05	06																46.29
	014	01	02	03																			17.36
	015	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13									109.78
	016	01	02	03																			26.20
	017	01	02	03	04	05	06																48.37
	018	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12										120.72
	019	01		03	04	05	06	07															62.42
	020	01	02	03	04	05	06																46.15
	021	01	02	03	04	05	06	07	08														48.07
	022	01	02	03	04																		37.52
	023	01	02	03	04																		24.03
	024	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10												73.29
	025	01	02	03	04																		43.50
	026	01	02	03	04	05	06	07	08														77.58
	027	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11											98.26
	028	01	02	03	04	05	06	07	08														88.84
	029	01	02																				13.10
	030	01	02	03	04	05	06	07	08	09													77.25
	031	01	02	03	04	05	06	07	08	09													85.09
	032	01	02	03	04																		22.54
	033	01	02																				23.11
	034	01																					9.48
	035	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11											109.42
	036	01	02	03	04	05	06	07	08	09													62.66
	037	01	02	03	04																		39.68
	038	01	02	03	04	05	06	07															46.89
	039	01	02	03	04	05																	45.51
	040	01	02	03	04																		17.78
	041	01	02	03	04																		41.32
	042		02	03	04	05	06	07	08	09													74.29
	043	01	02	03	04	05																	21.23
	044	01	02	03	04	05																	62.89
	045	01	02	03	04	05																	13.66
	046	01	02	03	04	05	06																13.45
	047	01	02	03	04	05	06	07	08														40.42
	048	01		03	04	05	06	07	08	09													64.30
	049	01	02	03	04	05	06	07	08														65.76
	050	01	02	03	04																		18.77
	051	01	02		04	05																	31.22
	052	01	02	03	04	05	06	07	08														53.46
	053	01	02	03	04	05	06	07	08														74.24
	054	01	02	03	04	05	06		08	09	10												61.06
	055	01																					18.41
	056	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10												82.12
	057	01	02	03	04	05																	60.61
	058	01	02			05	06			09	11												12.65
	059	01	02	03	04	05	06	07	08	09													67.91
	060	01	02	03	04	05		07	08														43.73
	061	01	02	03	04	05	06	07	08	09													52.49
	062	01	02	03	04	05	06																46.45
	063	01	02	03																			16.37
	064	01	02	03	04	05	06	07	08	09													76.00
	065	01	02	03	04	05	06																34.67
	066	01	02	03	04																		34.00
	067	01	02	03	04																		25.68
	068	01	02	03	04	05	06																52.62
	069	01	02	03	04	05	06																56.72
	070	01	02	03	04	05	06	07															61.63
	071	01	02	03	04	05	06	07															52.11
	072	01	02	03	04	05	06	07															46.87
	073	01	02	03	04	05	06	07															31.93
	074	01	02	03	04	05																	42.40
	075	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12										87.33
	076	01	02	03	04	05																	47.98
	077	01	02	03																			11.20
	078	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11											53.89
	079	01	02	03	04	05																	16.50
	080	01	02	03	04	05																	36.99
	081	01	02	03	04																		25.02

伐採の延長をすべき森林

※準林班の一部を含む。

【表2】

三次市(旧三和町)

区分	区域																				合計(ha)	
	林班		準林班																			
伐採の延長をすべき森林	082	01	02	03	04	05	06														20.37	
	083	01	02	03	04	05																36.75
	084	01	02	03																		27.80
	085	01	02	03	04	05	06	07	08	09												34.39
	086	01	02	03																		34.90
	087	01	02	03	04																	21.60
	088	01	02	03	04	05	06	07	08													48.62
	089	01	02	03	04	05	06	07														36.43
	090	01	02	03	04	05	06															42.52
	091	01	02	03	04	05																45.64
	092	01	02	03	04	05																22.87
	093	01	02	03																		11.32
	094	01		03	04	05																30.97
	095	01	02																			24.08
	096	01	02	03	04	05																47.46
	097	01	02	03	04	05	06	07	08													78.18
	098	01	02	03																		25.56
	100	01	02	03	04	05	06	07														64.72
	101	01	02	03	04	05	06	07	08													66.93
	102	01	02	03	04	05																24.90
103	01	02	03	04	05	06															43.73	
104	01	02	03	04																	30.67	
105	01	02	03	04	05	06															48.83	
106	01	02	03	04			07	08													40.50	
107	01	02	03	04	05	06															42.15	
	計																				4,748.36	
長伐期施業を推進すべき森林	002	01				05	06		08												4.71	
	003	01	02																			2.41
	004	01			04	05																8.39
	007	01		03	04	05	06	07	08													65.57
	010	01	02																			3.85
	011									09												0.83
	012	01	02		04																	4.70
	013		02																			0.70
	015							07	08	09	10	11	12									14.87
	021							07	08													1.15
	023				04																	4.07
	024						06	07														4.89
	034		02																			6.97
	036	01	02	03		05	06	07														5.83
	048			03			06	07														5.47
	049								08													2.84
	058			03	04			07	09	10	11											71.22
	059	01	02						08	09												5.67
	063			03	04	05	06	07	08	09												47.78
	066		02		04																	2.40
	067		02	03																		5.14
	070	01																				3.11
	071					05																0.43
	083		02	03																		2.21
	085			03	04																	1.72
	090			03																		3.66
093	01	02																			12.44	
094	01	02			05																9.45	
095	01																				2.80	
099	01	02	03	04	05	06	07	08													73.70	
100				04																	0.68	
	計																				379.66	
複層林施業を推進すべき森林	019		02																		1.84	
	047			03	04																	0.94
	048			03		05																1.16
	052	01																				1.08
	054						06															0.10
	061				04	05	06															1.32
	064		02	03																		1.77
	065	01	02	03																		1.93
	069					05																0.73
	071				04			07														0.48
072	01																				0.63	
091	01			04																	1.04	
094			03																		0.73	
	計																				13.75	
	複層林施業を推進すべき森林	該当なし																				
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし																				

※準林班の一部を含む。

表3 基幹路網の整備計画

単位 延長及び箇所数：m，利用区域面積：ha

開設/拡張	種類(区分)	位置	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	うち前半 5年分	対図番号	備考
開設	自動車道	旧三次市	山家	1,500	100	○		林業専用道
		旧君田村	伊久利	3,300	365			
			比和新庄	3,000	784	○		
			横谷高畷	3,000	217	○		
			マナショ山線	3,200	330	○		林業専用道
			宮東線	4,000	120			林業専用道
		旧作木村	熊見線	2,000	110			
		旧吉舎町	天狗岩線	2,300	61			
旧布野村	比和新庄	3,200	1,368	○				
開設計				25,500	3,455			
拡張 (舗装) (局部・法面保全) (法面) (舗装) (幅員・舗装) (法面) (幅員・舗装)  (舗装) (幅員・舗装)		旧三次市	岩屋寺線	2,000	181			
		旧君田村	黒口	3,500	150			
			比和新庄	20	870	○		
			東山	4,510	202	○		
		旧三良坂町	細谷	3,000	96			
		旧作木村	比和新庄	100	1,723	○		
			熊見	2,000	110	○		
			高丸	1,450	195			
		旧吉舎町	黒鞆	2,627	216			
			鹿谷	1,500	45			
拡張計				20,707	3,788			

表4 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域

地区名	区域名	林 班												面積 (ha)																														
旧三次市	河内	1	2	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	1,580.55																	
	山家	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	1,466.33																	
	後山	17	18	19	20	21	22	23	25	26	27	28	29	30	31	32												800.64																
	和知	24	33	34	35	36	37	38	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200		1,153.93													
	酒屋	39	40	41	42	43	44	45	46	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104		1,421.71									
	秋町	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	120	123	125	127	129	228	229	230	231											1,011.39									
	粟屋	119	121	122	124	126	128	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162		1,818.09		
	神杉	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	202	203	204	205	206	207	208	209	222	302	303	304											1,186.70			
	田幸	201	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	223	224	225	226	227	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314											1,125.73				
	三若	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301															1,466.88					
	志和地	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263											1,371.24
	川立	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278																								692.68				
上田	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337															1,060.13						
旧甲奴町	本郷・梶田	1	2	3	4	5	6	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25															1,020.79							
	有田	7	8	9	10	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	117	118	119	120																830.84							
	小童B	26	27	28	29	30	31	32	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61																	671.22							
	小童A	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49																						613.73				
	宇賀	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83															969.60						
	太郎丸	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	116															786.01							

旧君田村	石原	4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 68 69 70 71 72 73 74	1,541.19
	檀田	26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 52 53 54	1,713.45
	君田	1 2 3 37 64 65 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89	1,402.22
	泉吉田	48 49 50 51 55 56 57 58 59 60 61 62 63 66 67	1,176.30
旧布野村	戸河内	1 2 3 4 107 110 111 112 113 114 115 116	631.27
	下布野	5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	1,424.47
	布野	32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43	717.99
	上布野	44 45 46 47 48 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 108 109	1,400.67
	横谷 3	49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66	948.45
	横谷 2	67 68 69 70 71 72 73 74 75 90 91 92	774.95
	横谷 1	76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89	1,189.08
旧作木村	森山西	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 27 40 41 42 43 44 45 46	1,491.95
	岡三泷	17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 52	1,433.35
	光守	47 48 49 50 51 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 64	1,085.81
	作木	63 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88	1,572.97
	作木南	89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108	1,124.74
	大山	109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123	915.36
旧吉舎町	桧	1 19 20 21 22 23 24 25 26 27 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 49 50 51 52 79 80 81	1,762.15
	清綱	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 28 29 30 31 32 48 82 83 84 85 86	1,434.30
	矢井	53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78	1,291.38
	三玉	87 88 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113	1,049.29
	安田	89 90 91 92 93 94 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125	990.13

旧三良坂町	三良坂	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 68 69 70 71	945.51
	灰塚	24 25 26 27 28 30 36 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 72 73	956.92
	仁賀	29 31 32 33 34 35 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50	829.32
旧三和町	上板木	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20	1,030.39
	羽出庭	21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44	1,266.24
	下板木	45 46 48 49 50 51 52 53 54 56 57	549.30
	敷名	47 55 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73	914.21
	上巻	74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107	1,381.63

統計資料 1

1 人口及び就業構造

(1) 年齢階別人口動態

	年次	総数			0～14歳			15～29歳			30～44歳			45～64歳			65歳以上 ( )内は不明で外数			
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
実数	平成17年	59,314	28,059	31,255	8,098	4,091	4,007	7,634	3,865	3,769	9,676	4,890	4,786	16,147	8,145	8,002	17,759	7,068	10,691	
	平成22年	56,605	26,731	29,874	7,340	3,744	3,596	6,417	3,233	3,184	9,581	4,910	4,671	15,269	7,741	7,528	17,789	(209) 6,980	(123) 10,809	(86) (86)
	平成27年	53,615	25,365	28,250	6,677	3,420	3,257	5,752	2,922	2,830	8,833	4,542	4,291	13,398	6,736	6,662	18,655	(194) 7,551	(106) 11,104	(106) (106)
構成比	平成17年	100.0	47.3	52.7	13.7	6.9	6.8	12.9	6.5	6.4	16.3	8.2	8.1	27.2	13.7	13.5	29.9	11.9	18.0	
	平成22年	100.0	47.2	52.8	13.0	6.6	6.4	11.3	5.7	5.6	16.9	8.7	8.3	27.0	13.7	13.3	(0.4) 31.4	(0.2) 12.3	(0.2) 19.1	
	平成27年	100.0	47.3	52.7	12.5	6.4	6.1	10.7	5.4	5.3	16.5	8.5	8.0	25.0	12.6	12.4	34.8	14.1	20.7	

資料：国勢調査

(2) 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業 内木材・木製 品製造業	第3次 産業	
			農業	林業	漁業	小計			
実数	平成17年	30,060	4,743	50	14	4,807	7,614	52	17,639
	平成22年	28,494	3,245	127	4	3,376	6,144	65	18,974
	平成27年	26,040	2,947	126	12	3,085	5,727	43	16,409
構成比	平成17年	100.0	15.8	0.2	0.0	16.0	25.3	0.2	58.7
	平成22年	100.0	11.4	0.4	0.0	11.8	21.6	0.2	66.6
	平成27年	96.9	11.3	0.5	0.0	11.8	22.0	0.2	63.0

注：四捨五入のため、内訳が一致しない場合がある。

資料：国勢調査

資料：平成29年工業統計調査

2 土地利用

	年次	総土地 面積	耕地面積							草 面積	林野面積			その他 面積	
			計	田	畑	樹園地					計	森林	原野		
						小計	果樹園	茶園	桑園						その他樹園地
実数	平成17年	77,819	4,833	4,360	333	140					477	59,034	58,797	237	13,475
	平成22年	77,819	4,566	4,128	303	136					565	59,324	59,004	320	13,364
	平成27年	77,814	4,324	3,935	266	123					649	59,031	58,713	318	13,810
構成比	%	100.0	5.6	5.1	0.3	0.2					0.8	75.9	75.5	0.4	17.7

注：四捨五入のため、内訳が一致しない場合がある。

資料：世界農業センサス 2005,2010,2015

3 森林転用面積

年次	総数	工場・事 業場用 地	住宅・別 荘用地	ゴルフ場・ リゾート用 地	農用地	公共用 地	その他
平成27年以降	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
	26.31	5.69	0.88		14.98	1.41	3.35

(県林業課調べ)

4 森林資源の現況等

(1) 保有形態別森林面積

(平成31年4月1日現在)

保有形態	総面積		立木地			人工林 率	
	面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林		
総数	ha	%	ha	ha	ha	%	
	58,713.45	100.0	57,346.14	19,195.33	38,150.81	32.7	
国有林	2,720.27	4.6	2,669.37	1,795.56	873.81	66.0	
公有林	計	5,372.50	9.2	5,329.91	4,360.42	969.49	81.2
	都道府県有林	3,345.05	5.7	3,322.22	2,834.48	487.74	84.7
	市町村有林	1,946.57	3.3	1,926.97	1,457.27	469.70	74.9
私有林	財産区有林	80.88	0.1	80.72	68.67	12.05	84.9
	私有林	50,620.68	86.2	49,346.86	13,039.35	36,307.51	25.8

(県林業課調べ)

(2) 在(市)・不在(市)の森林所有面積

年次	私有林 合計	在(市)者 所有面積	不在(市)者の 森林所有面積	
			計	県内
実数 ha	50,620.68	37,479.19	13,141.49	8,536.68
構成比 %	100.0	74.0	26.0	16.9

(県林業課調べ)

(3) 私有林の齢級別面積 (ha)

(平成31年4月1日現在)

総数	齢級											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上	
私有林	54,676.65	58.03	71.49	311.08	518.80	924.27	1,235.79	1,567.11	3,133.38	3,125.40	3,669.02	40,062.28
人工林計	17,399.77	58.03	64.53	150.50	416.57	754.51	979.88	1,227.13	1,966.05	2,062.81	2,594.00	7,125.76
スギ	3,198.41	0.50	0.65	0.30	0.85	2.87	6.80	19.88	53.01	70.84	168.44	2,874.27
ヒノキ	12,586.78	39.58	35.72	126.48	340.62	689.28	921.72	1,147.61	1,880.32	1,977.48	2,289.62	3,138.35
マツ類	1,172.28			4.20	6.50	6.77	0.43	1.33	3.36	6.58	131.18	1,011.93
広葉樹	442.30	17.95	28.16	19.52	68.60	55.59	50.93	58.31	29.36	7.91	4.76	101.21
天然林	37,276.88		6.96	160.58	102.23	169.76	255.91	339.98	1,167.33	1,062.59	1,075.02	32,936.52

注) 私有林面積は、4 (1) のうち、公有林と私有林の面積合計 55,993.18 ha (A)となるが、

この中には、竹林・伐採跡地・更新困難地 1,316.53 ha (B) が含まれることから

ここの私有林面積の合計値は、(A) - (B) = 54,676.65 haとしました。

(県林業課調べ)

(4) 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数	面積規模	林家数	面積規模	林家数
1～3ha	2,120	10～20ha	401	50～100ha	20
3～5ha	1,003	20～30ha	108	100～500ha	9
5～10ha	880	30～50ha	57	500ha以上	—
総数					4,598

資料：2015世界農林業センサス

(5) 林道の状況

ア 基幹路網の現況

区分	路線数	延長	備考
基幹路網	142	km 215	
うち林業専用道			

(県林業課調べ)

イ 細部路網の現況

区分	路線数	延長	備考
森林作業道	544	m 648,864	

(県林業課調べ)

5 市町村における林業の位置付け

(1) 産業別総生産額 単位：百万円

総生産額 (A)		179,474
内訳	第1次産業	6,644
	内林業 (B)	399
	第2次産業	50,528
	内木材・木製品製造業 (C)	261
	第3次産業	122,601
	その他	-299
(B+C) / A (%)		0.4

注：数値は四捨五入 資料：平成28年度市町民経済計算  
資料：平成29年工業統計調査

(2) 製造業の事業所数、従事者数（人）、現金給与総額（万円）

	事業所数	従事者数	現金給与総額
全製造業 (A)	89	3,945	1,545,278
内木材・木製品製造業 (B)	3	43	12,529
B/A (%)	3.4	1.1	0.8

注：数値は四捨五入 資料：平成29年工業統計調査

6 林業関係の就業状況

区分	組合・事業者数	従事者数		備考
		内作業員数		
森林組合	2	57	38	(名称：別表)
生産森林組合	5	—	—	(名称：別表)
素材生産者	2			
森林管理署	1	21		広島北部森林管理署
木材卸売業	15			県森連三次共販所
木材・木製品製造業	6	43		
合計	31	121	38	

(市調べ)

(別表)

区分	名称	従業者数		備考
		内作業員数		
森林組合	三次地方	40	27	作業員は組合雇用労働者数
	甲奴郡	17	11	
計	2	57	38	
生産森林組合	下布野	—	—	
	横谷	—	—	
	上作木	—	—	
	大山	—	—	
	大山第二	—	—	
計	5	—	—	

資料：森林組合要覧平成30年度版（平成29事業年度）

7 林業機械等設置状況

区分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備考
集材機	6		2	4			
モノケーブル							ジグザグ集材施設
リモコンウインチ							無線操作等による木寄機
自走式搬器							リモコン操作による巻き上げ搬器
運材車	4		1	2	1		林内作業車
ホイールトラクタ	1		1				主として索引式
動力枝打機							自動木登式
トラック							主として運搬用のトラック
グラブブル・クレーン							グラブブル・クレーン付き自走式機械
グラブブルソー							巻立・玉切り自走式機械
小計	11		4	6	1		
(高性能機械)							
フェラーバンチャ							伐倒、木揃用の自走機
スキップ							索引式集材車両
ブレイク、グラブブルソー							枝払、玉切、集積用自走機
ハーベスタ	3		2	1			伐倒、枝払、玉切、集積用自走機
フォワーダ	1		1				積載式集材車両
タワーヤーダ							タワー付き集材機
その他	1			1			上記以外の高性能林業機械
小計	5		3	2			
計	16		7	8	1		

注：市内に所在地のある事業者のみ計上している。

(県林業課調べ)

8 林産物の生産状況

種類	素材	チップ	苗木	しいたけ		なめこ	その他のこ
				生	乾		
生産量	m <sup>3</sup> 34,666	m <sup>3</sup> 11,205	本 30,945	kg 31,689	kg 1,116	kg 501	kg 2,000
生産額 (百万円)	—	—	—	—	—	—	—

注：数値は四捨五入 資料：平成25年特用林産物生産販売統計（県林業課調べ）等

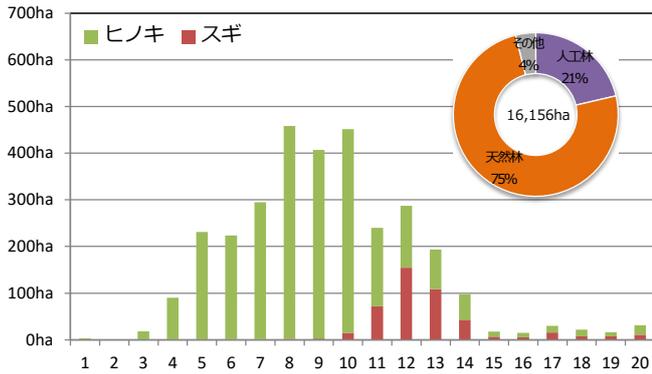
9 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況 (面積、樹種、林齢、材積)	経営管理実施 権設定の有無
—	—	—	—

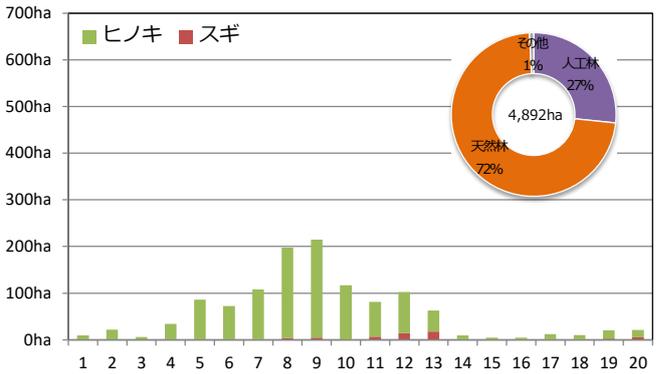
(市調べ)

統計資料 2 (旧市町村別スギ・ヒノキ人工林年齢別面積等)

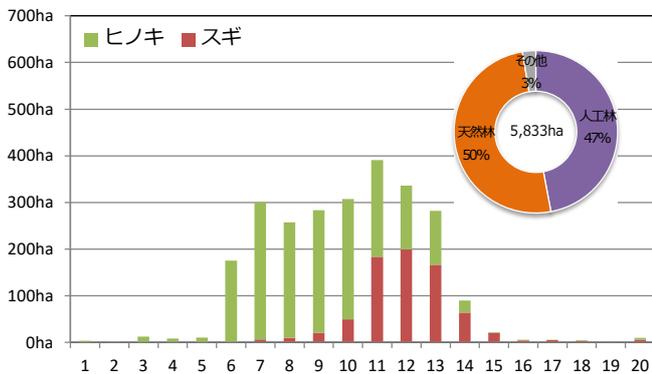
旧三次市



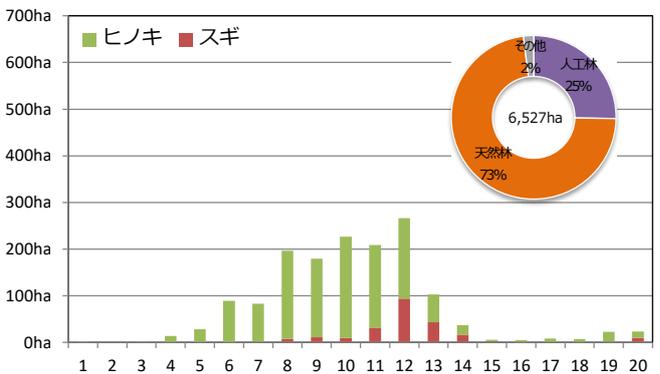
旧甲奴町



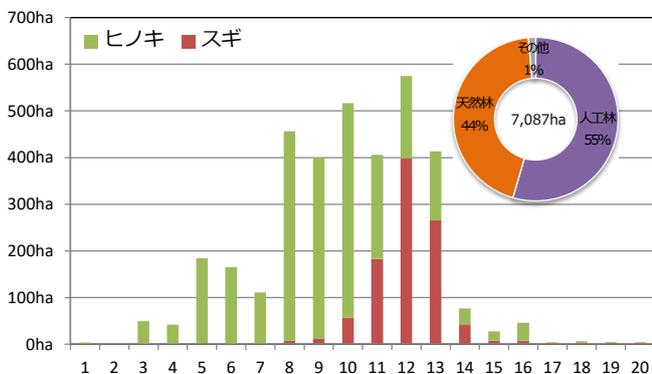
旧君田村



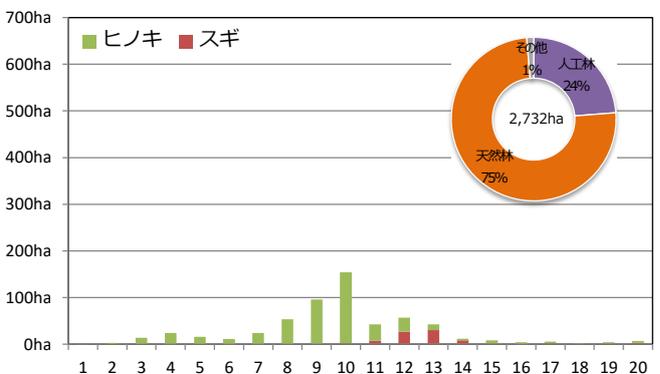
旧吉舎町



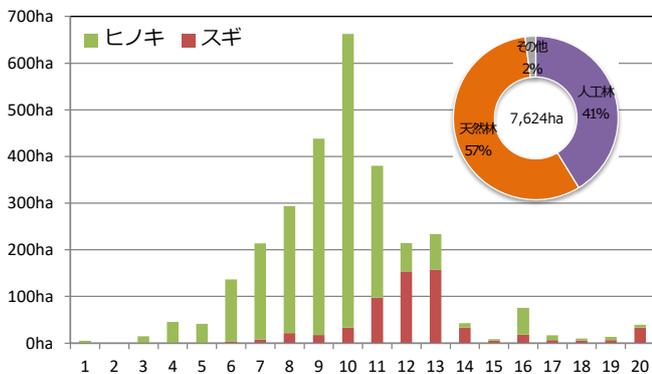
旧布野村



旧三良坂町



旧作木村



旧三和町

